

議長 副議長 局長 次長 主幹 警務調査係長 議事係長 主任 主任 係

別記様式(第7条関係)



令和6年4月30日

桑名市議会議長

富田 薫 様

会派名 絆

代表者氏名又は議員氏名

倉田 明子



政務活動費収支報告書

桑名市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

1. 収入

政務活動費 2,400,000 円

2. 支出

科目	金額	備考
調査研究費	828,377	
研修費	331,162	
会議費		
広報・広聴費	925,745	
資料作成費	2,750	
資料購入費	233,920	
要請・陳情活動費		
人権費		
事務費	9,695	
合計	2,331,649	

3. 残額

68,351 円

(注)備考欄には、支出の内訳を記載する。

会 計 帳 簿

支払 番号	年 月 日	支払項目	内 容	収 入	支 出	残 額
	2023/4/15		政務活動費 前期分	2,250,000		2,250,000
1	2023/4/18	資料購入費	日経新聞4月分購読料		4,900	2,245,100
2	2023/4/24	調査研究費	タブレット端末通信料(前期分)		153,450	2,091,650
3	2023/4/25	資料購入費	月刊ガバナンス購読料(年間)		13,820	2,077,830
4	2023/5/12	研修費	市町村議員研修(5日間)新人議員のための地方自治の基本		26,870	2,050,960
5	2023/5/18	資料購入費	日経新聞5月分購読料		4,900	2,046,060
6	2023/5/24	資料購入費	書籍購入費		8,200	2,037,860
7	2023/5/26	調査研究費	日本自治創造学会研究大会「自治力を高める」及び東京都建設局河川部視察		302,720	1,735,140
8	2023/5/30	資料購入費	日経グローバル購読料(年間)		93,170	1,641,970
9	2023/6/8	事務費	文房具代		4,604	1,637,366
10	2023/6/8	広報・広聴費	会派だより印刷代・折込代		468,024	1,169,342
11	2023/4/20	資料購入費	D-file年間購読料		60,830	1,108,512
12	2023/6/12	事務費	文具代		330	1,108,182
13	2023/6/19	資料購入費	日経新聞6月分購読料		4,900	1,103,282
14	2023/7/18	資料購入費	日経新聞7月分購読料		4,800	1,098,482
15	2023/8/1	調査研究費	公会計研究所主催「自治体財政研究会」への参加		57,812	1,040,670
	2023/8/1		政務活動費 戻入分	-250,000		790,670
16	2023/8/17	資料購入費	日経新聞8月分購読料		4,800	785,870
17	2023/8/18	研修費	研修「議員の発言権と質問力向上セミナー」および「議会基本条例の再認識と検証」		35,130	750,740
18	2023/9/20	資料購入費	日経新聞9月分購読料		4,800	745,940
19	2023/10/11	調査研究費	全国都市問題会議およびオガール視察		283,705	462,235
20	2023/10/17	資料購入費	日経新聞10月分購読料		4,800	457,435
21	2023/10/25	研修費	全国市議会議長会フォーラム(北九州)		165,482	291,953
22	2023/11/1	研修費	市町村議会議員特別セミナー		103,680	188,273
23	2023/11/16	資料購入費	日経新聞11月分購読料		4,800	183,473
	2023/12/1		政務活動費 戻入分	-50,000		133,473
24	2023/12/11	事務費	議場説明用パネル購入費		2,691	130,782
25	2023/12/14	資料購入費	日経新聞12月分購読料		4,800	125,982
	2024/1/15		政務活動費 後期分	450,000		575,982
26	2024/1/19	資料購入費	日経新聞1月分購読料		4,800	571,182
27	2024/1/31	資料作成費	意見交換会資料コピー代		2,750	568,432
28	2024/2/13	事務費	文房具代		2,070	566,362
29	2024/2/19	資料購入費	日経新聞2月分購読料		4,800	561,562
30	2024/3/1	調査研究費	タブレット端末通信料(後期分)		30,690	530,872
31	2024/3/19	資料購入費	日経新聞3月分購読料		4,800	526,072
32	2024/3/28	広報・広聴費	広報紙印刷代・折込代		457,721	68,351
			合計	2,400,000	2,331,649	68,351

支 払 伝 票

令和5年4月18日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	1
支 払 項 目	資料購入費		
検 収 年 月 日	令 和 5 年 4 月 18 日		
支 払 年 月 日	令 和 5 年 4 月 18 日		
支 払 金 額	4,900 円		
支 払 先	桑名東部専売所 川口新聞店		
使 途 内 容	日経新聞4月分購読料		4,900 円
備 考	0		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 広報・広聴費	<input type="checkbox"/> 資料作成費
	<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情費	



領 収 証

市役所
桑名市議会 絆様

2023年 4月分
お問合せNo. 1208
(21) 145.00集金
(8%対象 4,900 税 363)
(10%対象 0 税 0)

記号名(*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*日経朝刊のみ	1	4,900	

合計金額 4,900 円

新聞代は、郵便局・百五・第三・大垣・桑信
UFJ・愛知・クレジットのお引落しが便利です

桑名東部専売所
川口新聞店 川口大輔
〒511-0836
桑名市大字江場453-3
TEL 0594-41-2172

(証券No. 18-2023/04/18 13:26:40)

領収書等 添付合計金額	4,900	円 (内、政務活動費充当額	4,900	円)
----------------	-------	---------------	-------	----

請求書

作成:2023/04/17
2023年04月分
お問合せNo. 1208

〒511-0068 桑名市 ご住所 中央町 2-37 市役所				
お名前 桑名市議会 絆様				
銘柄名	部数	単価	金額	備考
*日経朝刊のみ	1	4,900	4,900	

*は軽減税率対象
ご請求金額 **4,900**円 (8%対象 4,900円 消費税 363円)
(10%対象 0円 消費税 0円)

(振込先) 愛知銀行 桑名支店 普通
三十三銀行 桑名支店 普通
百五銀行 桑名支店 普通
大垣共立銀行 桑名支店 普通
桑名三重信用金庫 本店営業部 普通

桑名東部専売所
川口新聞店 川口大輔
〒511-0836
桑名市大字江場453-3
TEL 0594-47-2172



支 払 伝 票

令和5年4月24日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	2
支 払 項 目	調査研究費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 4 月 24 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 4 月 24 日		
支 払 金 額	153,450 円		
支 払 先	桑名市長 伊藤徳宇		
使 途 内 容	タブレット端末通信料(前期分) 153,450 円		
備 考	1人1か月あたりタブレット端末通信料3,410円(税込) 3,410×5人×9か月=153,450円		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号	
支出科目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報・広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情費

桑名市 24-205

納入通知書兼領収書

〒 511-8601
 住 所 三重県桑名市中央町2丁目37番地

 絆 倉田 明子

 様

年 度	伝票番号	予算	会計	所属
5	0003702 - 001	0	1	30010
款 項 目 節	1	議会費収入		
21 4 3 細節	10	タブレット端末使用料		
金 額	153,450 円			
納 期 限	令 和 5 年 4 月 28 日			
所 管 課	議会事務局			
摘 要	令和5年度タブレット端末通信料(前期分)			
発 行 日	令 和 5 年 4 月 18 日			

上記金額を納入してください。

桑 名 市 長 

上記の金額を領収しました。

桑名市指定金融機関
 桑名市指定代理金融機関
 桑名市収納代理金融機関

領 収 日 付 印


※領収日付印のないものは無効です。

(納入者保管) 桑名市 24-205

領 収 書 等 添付合計金額	153,450 円 (内、政務活動費充当額 153,450 円)
-------------------	----------------------------------

支 払 伝 票

令和5年4月25日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	3
支 払 項 目	資料購入費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 4 月 25 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 4 月 25 日		
支 払 金 額	13,820 円		
支 払 先	株式会社富士山マガジンサービス		
使 途 内 容	月刊ガバナンス購読料(年間)		13,820 円
備 考	0		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 広報・広聴費	<input type="checkbox"/> 資料作成費
	<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情費	



各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

発券日 19826-1 2023年04月25日 時間 10時50分 お支払い金額 13,820円
 桑名新矢田二丁目

予約番号 18122670 株式会社富士山マガジンサービス
 お客様会員番号 5513732

お客様氏名 森下 幸泰

お客様の注文番号: 18122670
 ご注文日: 2023/04/17
 手数料64円が含まれています Fujisan.co.jp カスタマーサポート
 PC:http://www.fujisan.co.jp/q Mobile:http://223223.jp/q

お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。

お問い合わせ先: Fujisan.co.jp カスタマーサポート
 電話: 0570-200-223 受付時間: 10:00-17:00
 東京都渋谷区南平台町16-11
 アライブ南平台ビル8F



収納代行会社
 ウェルネット株式会社

申込No.: 1982671153901494
 この明細書は大切に保管してください。

領収書等 添付合計金額	13,820 円 (内、政務活動費充当額 13,820 円)
----------------	--------------------------------

内容を印刷 ヘッダを印刷 **【Fujisan.co.jp】ご入金確認のお知らせ**

送信日時	2023年04月25日 (火) 10:51:27		
重要度	通常	サイズ	2.9 kB
差出人	/~\Fujisan.co.jp<fmssupport@fujisan.co.jp>		
To	gikaijm@city.kuwana.lg.jp		

森下 幸泰 様

Fujisan.co.jpをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

お客様からのご入金を確認させていただきました。
ありがとうございました。

- ◆ご注文日 : 2023年4月17日
- ◆注文番号 : 18122670

- ◆商品名 : 月刊 ガバナンス
- ◆注文アイテム番号 : 20220246

- ◆合計 : 13,820円

お問い合わせは下記のページからお願いいたします。
<http://www.fujisan.co.jp/q/ap-i-thankyou>

今後ともFujisan.co.jpをよろしくお願いいたします。

※本メールは配信専用となっております。

=====
/~\Fujisan.co.jp
<http://www.fujisan.co.jp/ap-i-thankyou>

アクセスURL	https://2016gw-gwex01-hs.city.kuwana.lg.jp/?module=office&controller=share-mail&exec=init#/detail/mid=301357&share_member_id=1008
---------	---

支 払 伝 票

令和 5 年 5 月 12 日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	4
支 払 項 目	研修費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 5 月 12 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 5 月 12 日		
支 払 金 額	26,870 円		
支 払 先	JR他		
使 途 内 容	市町村議員研修(5日間)新人議員のための地方自治の基本		26,870 円
備 考	交通費 10,060円 参加費 16,150円 振込手数料 660円 ※交通費については、旅費規程に基づいて政務活動費を充当する。		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

活動実績旅費明細書

令和 5年 5月 12日

会派名 又は議員名		絆		会派代表者 又は議員印								
参加者氏名		柴田 理恵		支払項目		研修費						
				支払番号		4						
場所(調査先)		全国市町村国際文化研修所		会計帳簿記入								
年月日		5/8~5/12		計算確認印								
概算額				精算額				差引額				
0 円				10,060 円				10,060 円				
月日	乗車駅名	時刻	路線・ 列車名	降車駅名	時刻	キロ数	運賃	特急・急行券		日当	宿泊	
								座指	普通			
5	8	桑名	近鉄	近鉄 名古屋			530					
		名古屋	新幹線	京都			2640	2,530				
		京都	JR	唐崎								
5	12	唐崎	JR	京都			3,080					
		京都	新幹線	名古屋				2,530				
		名古屋	JR	桑名								
概算額				0				0	0	0	0	0
精算額				11,310				6,250	5,060	0	0	0
過不足の理由												
備考		※旅費規程により、新幹線の利用は行えないため、新幹線を使用しなかった場合の金額で政務活動費を充当する。(別紙参照)										

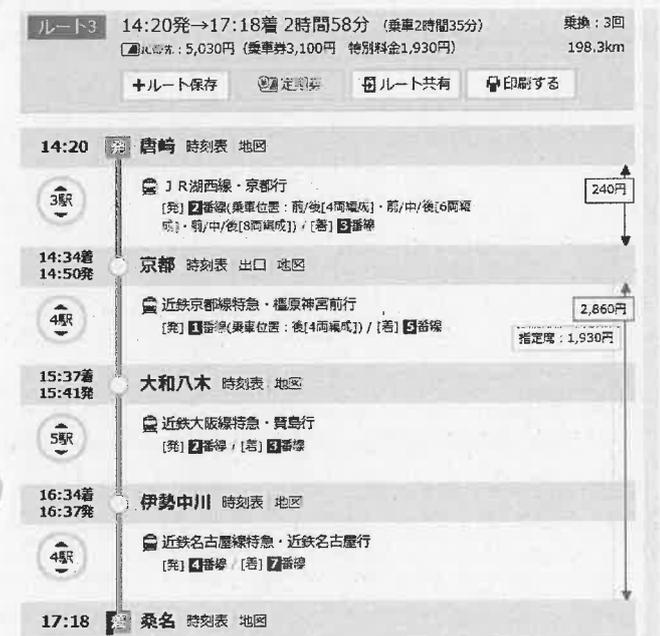
<認められる交通手段(往路)>



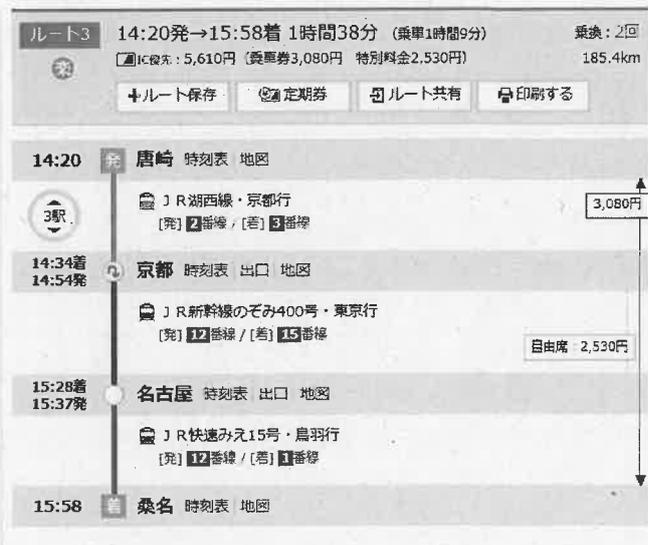
<実際に使用した交通手段(往路)>



<認められる交通手段(復路)>



<実際に使用した交通手段(復路)>



・認められる交通手段による交通費

$$5,030(\text{往路})\text{円} + 5,030\text{円}(\text{復路}) = 10,060\text{円}$$

・実際に使用した交通手段による交通費

$$5,700(\text{往路})\text{円} + 5,610\text{円}(\text{復路}) = 11,310\text{円}$$

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 広報・広聴費	<input type="checkbox"/> 資料作成費
	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情費	

百五キャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用いただきありがとうございます。
このご利用明細票は必ずお持ち帰りいただきますように
お願い申し上げます。

取 扱 日	取 扱 店	機 番	取 引 通 番
5- 4-27	103		
銀行番号	支店番号	口座番号	通帳用
お取引内容		お取引金額 円	
振 込		16,150	
		5,500	
お取扱できないとき		お取引後残高 円	
お取引時刻	ご利用手数料 円		
14:53	660		
みずほ銀行振込明細またはご案内			
大津支店			
普通			
サンセイ) センゴクシチヨウソケンシユウサ イタ			
ンセ 様			
クワナシキ カイ カイハ キズナ 様			
お電話		0594-24-1304	
照会番号		000-10047	

印紙税申告納	
付につき津	<input checked="" type="checkbox"/> 百五銀行
税務署承認済	

領 収 書 等 添付合計金額	16,810 円 (内、政務活動費充当額 16,810 円)
-------------------	--------------------------------

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input checked="" type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 広報・広聴費	<input type="checkbox"/> 資料作成費
	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情費	

領 収 書

No. 569216

柴田 理恵 様

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						5	3	0	

ただし 乗車券代

上記の金額を領収いたしました。

2023. 5. -8

収 入
印 紙

近畿日本鉄道株式会社

②4 近鉄名古屋 発行



柴名市議会会派 柴田 理恵 様

領 収 書
Receipt

領収年月日 2023.-5.-8

金額 ¥5,170 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(60034 2枚)
東海旅客鉄道株式会社
名古屋駅
名古屋MV403発行 00035-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

柴名市議会会派 柴田 理恵 様

領 収 書
Receipt

領収年月日 2023.-5.12

金額 ¥5,610 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(20485 2枚)
西日本旅客鉄道株式会社
京都駅
京都駅F22発行 30486-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済



領収書等 添付合計金額	11,310 円 (内、政務活動費充当額 10,060 円)
----------------	--------------------------------

令和5年度

市町村議会議員研修[5日間コース] 新人議員のための 地方自治の基本

地域住民の期待と信頼に応えるためには、社会情勢の変化や地域の諸課題、住民ニーズの把握に加え、地方自治に関連する諸制度について精通していることが重要です。

この研修では、新人議員(研修開始日時点で1期目の議員)を対象として、地方議員が理解しておべき地方自治に関する諸制度や基本的事項を講義や演習を通じて学びます。

また、全国の市区町村議会議員が集い、地方自治に関する様々なテーマについて情報交換や意見交換を行います。

※本研修は、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会との共催で実施します。

開催要領

日程	令和5年5月8日(月)～5月12日(金)(5日間)
場所	全国市町村国際文化研修所 JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分
対象	市区町村議会の新人議員(1期目)の皆様 5日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退所や一時帰庁はできませんのでご注意ください。 ※新人議員(1期目)の方を対象としたカリキュラムとなっております。過去に本研修を受講いただいた方も申し込みいただけますが、申込人数によっては受講をお断りすることがありますので、予めご了承ください。議員通算4年未満の方が対象です。
募集人数	50人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込期限後に抽選等をさせていただきますので、予めご了承ください(市区及び町村の区分における申込者の人数により、受講者の人数を按分して抽選、決定します)。なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修単独で行います。
宿泊	研修所宿泊棟(宿泊型研修) ※外泊はできません。
経費	16,150円 左記金額は、研修、宿泊、食事(朝食4回、昼食3回、夕食4回)、資料等にかかる費用です。なお、事前準備・事前学習及び最終日の昼食にかかる費用は含まれておりません。
申込期限	令和5年3月15日(水)まで
申込方法	議会事務局を通じて、JIAMホームページ内「研修Web申込みフォーム」から申し込みください。 [Web申込み]が不可能な場合は、受講申込書により議会事務局を通じてFAXでお申し込みください。 ※受講申込書は、議会事務局に送付しております。またJIAMホームページの書類様式集(https://www.jiam.jp/doc/)にも掲載しております。
受講決定	受講の可否については、開講日の約1か月前を目途に通知をお送りします。 経費納入方法等の手続きについては、受講決定通知書によりお知らせします。
事前課題	研修受講にあたって、事前課題に取り組んでいただく予定です。詳細は受講決定通知書送付時にお知らせします。

2/21 柴田キイ
申し込み済

問い合わせ先

公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所(JIAM) 教務部

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 TEL.077-578-5932 FAX.077-578-5906

[e-mail] kenshu@jiam.jp [ホームページ] <https://www.jiam.jp>

令和5年度 市町村議会議員研修【5日間コース】
【新人議員のための地方自治の基本】

会派：絆

議員：柴田理恵

研修日時：令和5年5月8(月)から5月12日(金)

研修先：全国市町村国際文化研修所

研修内容：

1. 【講義】地方自治制度の基本について
同志社大学 政策学科 大学院総合政策科学研究科
教授 野田 遊 氏
2. 【講義】個人情報保護法と地方議会
個人情報保護委員会事務局 研究官 松本 秀一
3. 【講義】地方議会制度と地方議会改革の課題について
大正大学 社会共生学部 教授 江藤 俊昭
4. 【講義】地方議会と自治体財政
武庫川女子大学 経営学部 教授 金崎 健太郎
5. 上記 [地方議会と自治体財政]の【演習】意見交換・
質疑応答
6. 【講義】地方議員と政策法務 新潟大学 副学長・経
済科学部 教授 宍戸 邦久
7. 上記 [地方議員と政策法務]の【演習】条例演習・意
見交換・発表・全体討議・まとめ
8. 【講義】これからの地方議員に期待されていること
上智大学 法学部 教授 三浦 まり

1. 【講義】 地方自治制度の基本について

同志社大学 政策学科 大学院総合政策科学研究科

教授 野田 遊 氏

内容：

主体 (政策主体は誰?)	1. ガバナンス 2. 自治体議会
管理と実践 (どのように進めるか?)	3. 自治体財政 4. 自治体組織 5. 政策
編成 (いかに組織を編成するか)	6. 地方分権 7. 広域連携
情報発信 (どうしたら伝わるか?)	8. 広報

主体

1. 「ガバナンス」

公共的問題の解決に向け、多様な主体をうまく管理すること

「ガバナンスの背景にある『公』」

『公』とは、複数性、公開性、利害関心

→社会一般に利害を有する性質

公=Public わたしたち

税金はみんなのもの→プールして使い方を決める

みんなのものとは？

→公共サービスは受給主体が同一、生産する主体と受ける主体が

同じ

【受給主体の同一性】

→みんなのものであるため、税金の使い方を民主的に決める必要がある

【民主性】

→みんなのものであるため、税金を効果的に使用する必要がある

【効率性】

2. 「自治体議会」

定例会と臨時会

委員会：常任委員会、特別委員会、議会運営委員会

【運営上の問題】

- ・形式的審議

標準会議規則にならった

一括質問一括答弁方式 → 一問一答方式

※ただし議会对応もなされている

- ・開催時間の問題

→ 通年会期制、夜間休日開催

- ・住民の関心の低さ

【なり手の問題】

60代以上（都道府県議4割、市町村議5割、町村議8割弱）

女性議員（都道府県議や町村議で約1割、市議は16%）

職業（都道府県議や市区議は半数が議員専業、町議専業は2割）

※3割が農業関係、他は建設業や卸売、小売業などの自営業

【改革】

1. 機能強化

- ・議会事務局のスタッフの充実
- ・議会一元制（カウンスル・マネージャー制）

2. 議会に対する市民の認識向上

- ・公聴会、フリースピーチ制

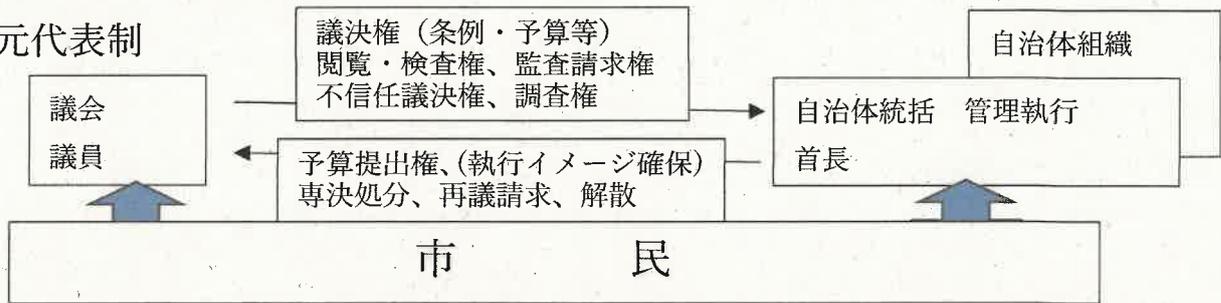
3. なり手不足解消

- ・通年会期制、夜間休日開催

4. 府県議会の必要性再考

【執政制度上の問題】

2 元代表制



首長の優位性

1. 自治体の統括
2. 再議請求
3. 専決処分
4. 予算の提出権
5. 執行機能

管理と実践

3. 自治体財政

市町村の財政力指数の平均（令和元年度）

北海道 0.28（最も低い）

三重県 0.60

西日本（奈良県より）は 0.25 から 0.55 で深刻

[歳出]→民生費、教育費、公債費、土木費、総務費、衛生費、商工費、警察費、農林水産業費、消防費、労働費

[歳入]→地方税、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、その他地方債など

[持続可能な財政に向けた取り組み]

- ・ 公共施設の統廃合
- ・ 民間移管
- ・ 定員の適正化
- ・ 広域連携の検討
- ・ デジタル技術の積極活用

AI (Artificial Intelligence)

RPA (Robotic Process Automation)

DX (Digital Transformation)

4. 自治体組織

一般行政、教育、警察、消防、公営企業等会計

→全地方公共団体 2,803,664 人

市町村の行政サービスに対する削減ニーズと連携志向
削減ニーズの強いものは、生活保護。

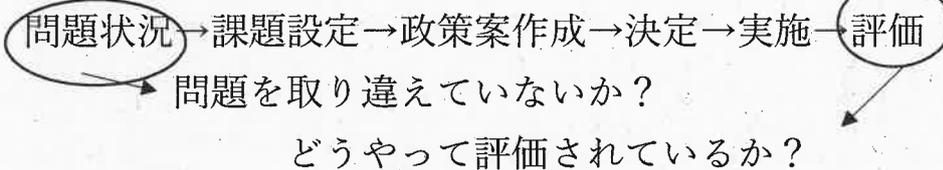
連携志向が特に強いものは、工業振興、災害対策等。

5. 政策

目的と手段の体系

[政策の過程]

政策過程モデル



何が問題か 認識型 模索型

ゴミの最終処分場が限界

[政策評価]

政策評価の目的

- ・ 政策の改善
- ・ アカウンタビリティの強化

政策評価の種類

- ・ 業績測定
- ・ プログラム評価
- ・ 費用便益分析

[業績測定]

ロジック・モデル (一般に自治体が設定する指標)

Input → Activity → Output → Outcome → Impact
(投入) (活動) (産出) (成果) (効果)

編成

6. 地方分権

単一制と連邦制

- ・ 単一制国家

主権はあくまで中央政府が保持

例：日本、フランス、イギリス、スウェーデン等

連邦制国家

中央政府（連邦政府）と州政府が主権を分担

例：アメリカ、カナダ、ドイツ、スイス、オーストラリア等

[中央地方関係の側面]

集権（権限が国に集中） 分権（権限を自治体へ分散）

融合（国とともに仕事する）

[地方自治の類型]

アングロサクソン型 アメリカ、イギリス

→分権・分離型

大陸型 フランス・ドイツ

→集権・融合型

7. 広域連携

	2000/4/1	2010/4/1	2022/4/1	合併により
市町村数	3235	1733	1724	市町村大幅減
減少数		1502	9	

[広域連携の種類]

法人設立不要

・連携協約 ・協議会 ・機関等の共同設置 ・事務の委託 ・事務の代替執行

法人設立必要

・一部事務組合 ・広域連合

[今後の行政編成]

現状 市町村———都道府県

今後 市町村広域連携———道州政府、県の基礎自治体化、都区制度
大都市地域特別区設置法に基づく特別区制度（基礎自治体と広域自治体の統合政府）、都道府県合併、都道府県間の広域連合、都道府県

情報発信

今後、注目されるのでは

[個人情報保護委員会の所掌事務]

○個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として設立された合議制の独えいき立機関。

○いわゆる三条委員会であり、権限の行使に当たっては、高い独立性と政治的中立性が担保されている。

II. 令和3年改正個人情報保護法

[令和3年の個人情報保護法改正について]

令和3年に改正された個人情報保護法の施行により、以下の主体にも個人情報保護法が適用されることとなる。

①国の行政機関及び独立行政法人等→令和4年4月1日施行

②地方公共団体の機関及び地方独立行政法人→令和5年4月1日施行

[令和3年改正法により期待される具体的な効果・メリットの例]

1. 医療機関同士の連携
2. 感染症や大規模災害等への対応の迅速化
3. 保護の水準の全国的な底上げ
4. 住民にとって分かりやすい制度

[安全管理措置義務]

[事案発生時の対応①]

委員会への漏えい等報告

[事案発生時の対応②]

漏えい等に関する本人への通知

[漏えい等の発生状況①②③]

[漏えい等の発生状況④委託先事業者による漏えい等 HDD(ハードディスクドライブ)の流出、⑤委託先事業者による漏えい等 USBメモリの紛失]

III. マイナンバー法への対応

[マイナンバーガイドラインの概要]

安心・安全の確保

[特定個人情報の取扱いにおいて必要となり得る個人情報保護法施行条

例の改正等]

特定個人情報の利活用のための条例の改正等

[利用制限、提供制限、収集・保管制限]

IV.事例～こんな時どうする～

[こんな時どうする (個人情報)]

例) 学習塾で生徒同士のトラブルが発生し、生徒 A が生徒 B をケガさせてしまった。生徒 A の保護者は、生徒 B とその保護者に謝罪するため、生徒 B の連絡先を教えてほしいと学習塾に尋ねてきた。

→本人と保護者の同意が必要

[感想]

個人情報に関しては、これくらいならという気の緩みが大きな事故へと発展する。常に緊張感を持って扱うよう気の引き締めが必要であると再認識した。

3. 【講義】地方議会制度と地方議会改革の課題について 大正大学 社会共生学部 教授 江藤 俊昭

——「住民自治の根幹」としての議会の作動——

[質問・質疑を議会力アップに]

[基礎編:「住民自治の根幹」としての議会の作動:議会改革の本史への突入]

(1)議会改革の本史:議会基本条例に刻印

①地方政治の台頭:議会の役割の向上

②新たな議会(閉鎖的ではなく住民と歩む議会、質問の場だけではなく議員間討議を重視する議会、追認機関ではなく首長と政策競争する議会)

③議会改革の前史:情報公開、議会中継、対面式議場、一問一答方式等

(2)「思いつきではない」改革:議会基本条例に刻み込む(北海道栗山町 2006年)

①地方自治の原理に由来

②「住民自治の根幹」としての議会

③議会基本条例の作り方:理念・最高規範性、三者間関係、条例、危機管理等

(3)議会基本条例の展開

(4)地方政治の大頭と二元的代表制＝機関競争主義の覚醒

[展開編：議会改革の本史の第2ステージ：議会からの政策サイクル]

(1)形式とともに内容を：住民福祉の向上に連動させる

(2)議会からの政策サイクルの発見

①三重県議会（新しい政策サイクル：決議等による首長等の縛り）

②会津若松市議会（議会からの政策形成サイクル：住民を起点に政策開発（住民との意見交換会での意見をもとに政策提言））

③飯田市議会（まちづくり委員会との協働による政策サイクル（住民との意見交換会での意見をもとに政策提言、および議会による行政評価から決算審議・予算要望・予算審議））

(3)議会からの政策サイクルの展開

①多様な展開

②展開の要素

※議場を討議の場に：三者間関係（外とともに、議場で（陳情請願、参考人・公聴会、市民フリースピーチ等））

(4)議会からの政策サイクルの特徴——「議会からの」を考える（総合性（包括性ではない））

(5)地域経営においては PDDCA サイクルを

[議員の職務等]

第八十九条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、常に、当該普通地方公共団体の住民の意思を適切に把握し、及び当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究その他の活動等を行うとともに、その有する識見を活用し、自らの判断と責任において、議会の審議に参加しなければならない。

②普通地方公共団体の議会の議員は、議会制民主政治におけるその職務の重要性を認識し、その識見の向上に努め、全力を挙げてその職務を行わなければならない。

③普通地方公共団体の議会の議員は、他の職務に従事する場合において、職員の職務を行ったことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

(全国都道府県議会議長会「今後の地方議会・議員のあり方に関する決議
—地方議会が直面する喫緊の課題への対応—」令和2年5月27日)

[感想]

新たな気付きや発見があった。これまで当たり前になっていたことも、他の自治体の話や先生の話によって、こうゆう考え方もあるのか、その視点で考えるのかという発見の連続であった。いろいろな角度から物事をみられるよう視野を広くもっていきたい。

4. 【講義】地方議会と自治体財政

武庫川女子大学 経営学部 教授 金崎 健太郎

1. 自治体予算の原則 2. 予算のチェックポイント①

3. 予算のチェックポイント② 4. 財政を診断する

1. 自治体予算の原則

●予算とは 一般会計年度(4月1日~翌年3月31日)の歳入と歳出の見積り

予算の意義

①自治体の行政がどのように行われるかを具体的に表現した一覧表

②住民を代表して議会が首長をコントロールする手段

③予算を通じて首長が行政執行をコントロール

④住民に情報提供、納めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されるかを判断する基礎

●予算の種類

当初予算/補正予算

通年予算/暫定予算

骨格予算/肉付け予算

一般会計予算/特別会計予算

●会計年度独立の原則

各会計年度の歳出は、その年度の歳入を充てる。

「例外」予算の繰越 等

(継続費の逡次繰越、繰越明許費等)

●総計予算主義の原則

収入のすべてを歳入予算に、支出のすべてを歳出予算に、計上。

→自治体の活動のすべてを予算を通じて把握可能となる。

→予算執行上の責任を明確化。

●予算の提案と議決

予算の議会への提案は首長の専権。

予算は、会計年度が始まる前に議会で議決されなければならない。

首長は、年度開始前の一定の時期まで当初予算を議会に提出しなければならない。

→予算の提案は地方公共団体の長に専属。議会・議員には提案権がない。

→財政運営の統一、責任の所在の明確化

●議会における予算審議

予算→提案→審議→可決、成立→住民へ公表

2. 予算のチェックポイント①

●予算の内容

①歳入歳出予算 ②継続費 ③繰越明許費 ④債務負担行為 ⑤地方債

⑥一時借入金 ⑦歳出予算の各項間の流用

●予算案のチェックポイント

1. 予算全体への視点

2. 健全な財政運営の視点

3. 予算に盛り込まれた政策・事業への視点

●歳入のチェックポイント

自主財源と一般財源

自主財源：自治体が自主的に収入しうる財源

一般財源：用途が特定されずどのような経費にも使用できる財源

地方税と地方交付税

地方税：市町村税収の基幹税目は「固定資産税」と「市町村民税」

地方交付税：自治体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスを提供しうる財源を保障。標準的な財政需要を上回る自治体には交付されない（不交付団体）※令和4年度は東京都と72市町村

●臨時財政対策債について

・地方交付税の機能

どの自治体でも一定のサービスを提供できるよう財源を保障

・毎年度加算が行われ、自治体に配分。

●歳出に関する基本原則

①住民のニーズの反映、地域課題への対応

②事業の必要性・緊急性、費用対効果

③行政改革の視点

④次年度以降の展開への考慮

⑤合理的な経費の見積り など

→事務処理の基本原則

・住民福祉の増進を図る

・最小の経費で最大の効果をあげる

・常に組織・運営の合理化に努める、規模の適正化を図る

●歳出のチェックポイント

義務的経費（人件費）

ラスパイレス指数：1つの自治体の給与水準（月額給与）を国家公務員と比較した指数、学歴・経験年数の差による影響を補正

国家公務員給与を100として算出

令和4年4月1日現在 98.9（全団体加重平均）

義務的経費（扶助費）

生活保護、保育所の整備・運営、小児医療費助成、障害者介護・自立・就労訓練、医療費助成など

義務的経費（公債費）

過去に発行した地方債の償還金

投資的経費 その水準は将来の公債費につながる

繰越金 後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、国民健康保険事業会計、公営企業会計などへ

3. 予算のチェックポイント②

[予算をチェック]

・チェックポイント→予算規模（全体の鳥瞰図を得る）

一般会計を中心に、対前年度の伸び率、金額の増減と主要な要因に着目

・チェックポイント→歳入の状況：特に一般財源の増減に注目

- ・チェックポイント→税収の動向
- ・チェックポイント→歳出費目（目的別）：その増減と要因に着目
- ・チェックポイント→歳出費目（性質別）：特に義務的経費の状況に注意
- ・チェックポイント→投資的事業の事業費とその増減
- ・チェックポイント→市債の残高の増減と推移
- ・チェックポイント→特別会計の規模と増減、その要因
- ・チェックポイント→基金残高の増減

●決算について

決算：一会計年度の歳入歳出予算について作成する確定的な計数表

①歳入予算に対する出納の実績、歳出予算の適正な執行及びその成果を調査、その適否をみる。

②次年度予算の執行の際の指針となる。

4. 財政を診断する

●実質収支

～歳入と歳出の収支は合っているか～

実質収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度への繰越し財源

- ・黒字か赤字かを判断する際を中心

※令和3年度決算で実質収支が赤字の市町村はなし

●実質収支比率

- ・歳入と歳出のバランスの程度をみる

実質収支比率 = (実質収支額 / 標準財政規模) × 100

- ・目安として3～5%程度が望ましいと言われている。

●単年度収支

単年度収支 = 実質収支 - 前年度の実質収支

●財政力指数←地方公共団体の財政力を示す数値

財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額 の過去3年間の平均値

財政力指数が高い⇒留保財源が大⇒財源に余裕

●経常収支比率

経常一般財源のうち、どの程度が経常的な経費にとられているか？

⇒政策的な経費などに回す余裕はどの程度あるのか？

●将来負担比率（健全化判断比率のうちの1つ）

一般会計等の借入金や、第3セクター等まで含めた将来支払っていく可能性のある負担額の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの（将来の財政圧迫の可能性を表す）

5. 上記 [地方議会と自治体財政] の【演習】意見交換・質疑応答

各自治体の財政状況における課題とその要因や各自治体議会における予算審議の手法等についてグループ毎にディスカッションを実施、意見交換をし、議論を深めた。

[感想]

財政は、全体を把握した上でないと、部分的に見ていても、どういった枠組みの中でこうなっているというのが分かりにくく、難しい。これからも、継続的に勉強を重ね、理解を深めていきたい。

6. 【講義】地方議員と政策法務 新潟大学 副学長・経済科学部 教授 宍戸 邦久

第1 法律の体系と一般原則

- 1 法令の種類
- 2 法の一般原則

第2 法令の解釈

第3 政策法務

- 1 政策法務の意義
- 2 今なぜ政策法務か（政策法務の背景）
- 3 条例制定の動向

第4 条例立案の留意点

- 1 政策・制度の立案プロセス
- 2 立案の視点
- 3 立法のパターン
- 4 条例の基本形式
- 5 主な法令用語

第1 法律の体系と一般原則

- 1 法令の種類

(1)法とは

○「強要性を有する社会生活の規範」で、「社会的支持を得ているもの」

(2)成文法

○国の法

- ・憲法：国の最高法規
- ・法律：国会が制定

○地方公共団体の法

条例：地方公共団体が議会の議決を経て制定

規則：地方公共団体の長や行政委員会が制定

2 法の一般原則

①平等原則 ②比例原則 ③信義誠実の原則 ④権利濫用の禁止の原則

——確認クイズ——

第1 法律の体系と一般原則

○法の一般原則として、平等原則や、目的と手段が比例していなければならないという【比例原則】等がある。

第2 法令の解釈

(1)法令の解釈

ある事案・事件の発生→①事実の確定
②法令の発見・解釈
③法令の適用

(2)法令解釈の方法

①文理解釈 ②論理（目的論的）解釈

——確認クイズ——

第2 法令の解釈

○条例をつくるときは、原則として、論理解釈ではなく【文理解釈】に徹することが必要である。

第3 政策法務

1 政策法務の意義

○自治体における「政策」

：公共的な課題を解決するための活動の方針で、目的・手段の体系。

⇒政策法務：自治体が目的を達成するために、法的な観点からの合理的な

判断を行いながら仕事をする事。

2 今なぜ政策法務か（政策法務の背景）

地方分権改革の経緯

1. 地方自治制度の返還

(1)戦前の旧地方自治制度

(2)現行の地方自治制度の創設

3 条例制定の動向

(1)戦後における条例制定の展開

(2)最近の条例制定の動向

——確認クイズ——

第3 政策法務

○地方分権一括法により、【機関委任事務】が廃止され、それらの事務のうち、国の直接執行事務又は事務自体が廃止されたもの以外の事務は、【自治事務】と法定受託事務に再編された。

○下記の記述は正しいか？

法廷受託事務に関しては、地方議会は条例を制定することができない

→×

○現在進行中の地方分権改革では、主に義務付け・枠付のみの見直しと【権限移譲】のために、法律改正などが行われている。

第4 条例立案の留意点

1 政策・制度の立案プロセス

①現行制度の理解 → ②現状の理解 → ③現行制度の問題点の把握 →

④解決策の抽出 → ⑤解決策の制度化

2 立案の視点

(1)立法事実

・条例の必要性、合理性を基礎づけるような社会的、経済的、政治的な事実（立法事実）の存在が必要。

①条例の必要性・正当性を裏付ける事実

②法的妥当性（合憲性・適法性を裏付ける事実）

(2)法的実効性

①政策実現のために採用した条例の行政手法が実行可能であり、効果を

有することが必要

(3)表現の正確さとわかりやすさ (条文作成の留意点)

(4)法制化を行うときの視点 (条例作成の留意点)

3 立法のパターン

(1)規制条例における行政手法の組合せのイメージ

(2)基本条例における行政手法の組合せのイメージ

4 条例の基本形式

(1)基本形式 (2)留意点 (3)立案の要領

5 主な法令用語

(1)「及び」「並びに」(一番小さな連結を「及び」で結び、他はすべて「並びに」)

(2)「又は」「若しくは」(一番大きな連結を「又は」で結び、他はすべて「若しくは」)

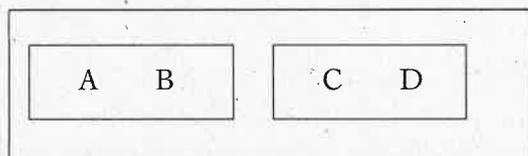
(3)「以前」・「前」、「以後」・「後」(「以前」「以後」は基準時点を含む)

——確認クイズ——

第4 条例立案の留意点

○条例の立案にあたっては、まず、条例の必要性、合理性を基礎づけるような社会的、経済的、政治的な事実、すなわち【立法事実】の存在が必要である。

○下記のような複数の事項を、接続して合併的に、法令上の規定として表すと、A【及び】B【並びに】C【及び】Dとなる。



○下記の記述は正しいか？

・「2万円以下の過料に処する」という条例の規定があった場合、2万円の過料を科すことはできない。→×(できる)

7. 上記[地方議員と政策法務]の【演習】条例演習・意見交換・発表・全体討議・まとめ

グループ毎にて、自市の条例等の内容発表、意見交換を実施。

事例1. 兵庫県川西市「川西市健幸まちづくり条例」

前文、解説等一部抜粋

健康で幸せに暮らし続けることを「健幸」と定義し、一方「活発な地域活動」という強みを生かした地域づくり活動が展開されている。「健幸」で活力ある社会の実現に寄与することをめざし、この条例を制定する。

事例 2. 北海道津別町「津別町高齢者等緊急通報システム事業の実施に関する条例」

目的一部抜粋

緊急通報システム事業の適正かつ円滑な運営を図り、もって火災、急病、事故等の緊急事態が発生したときに、迅速かつ正確な救援体制をとることにより、高齢者等の生活不安の解消及び生命の安全を確保し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

事例 3. 宮崎県えびの市「えびの市議会ハラスメント根絶条例」

条例制定にあたり一部抜粋

全ての者が互いに人格を尊重し、相互に信頼し合うことで、その能力を十分発揮することができるようにするため、えびの市議会は、ハラスメントを防止し、その根絶に努め、市長等の良好な勤務環境の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

事例 4. 香川県丸亀市「丸亀市自治基本条例」

一般公募にて「丸亀市自治基本条例を考える会」を発足。市から用意されたものはなく、ゼロからスタート。

平成 14 年から「考える会」がスタート、条例制定公布平成 18 年 3 月 27 日、施行平成 18 年 10 月 1 日。前文から第 10 章まで市の運営等に関して具体的に表記された条例となっている。

本市事例. 「桑名市子ども応援基金条例」

設置目的

子ども及び子育ての支援をする事業に要する経費の財源に充てるため、桑名市子ども応援基金を設置する。

本基金では、市民の方々からの複数種の寄付を財源として、様々な子育て支援策を実施している。

[感想]

住んでいるまちがより良くなるために、条例を制定することができると

ということを知った。そして、条例は市民の皆さんと共に作ることができるということも知った。今後を活かしていきたい。

8. 【講義】 これからの地方議員に期待されていること 上智大学 法学部 教授 三浦 まり

ポイント

○「仕事の場」としての議会

- ・働く場所として考える
- ・参加者は議員、行政職員、政党職員、秘書、インターン、ボランティア、清掃、警備、記者、訪問者など

○ジェンダーに配慮した議会

・女性や多様な人々が参画でき、ジェンダー平等を推進する推進力を発揮する

- ・議会の役職の男女比
- ・議会の開催時間
- ・産休・育休
- ・女性トイレ
- ・服装規定
- ・ハラスメント防止
- ・言葉遣い など

○ジェンダー・ギャップ指数 116 位の日本

ジェンダーギャップとは、男女格差

1 に近づくほど男女平等の中、日本は 0.650 で世界最低レベル（世界経済フォーラム(WEF)による 2022 年版総合スコア）。

2022 年版世界ランキング 116 位/146 か国中（WEF による日本の 2022 年版総合順位）

○女性の政治参画への障壁等に関する調査結果（令和 2 年度）

地方議員を対象に、政治参画を阻む要因を調査した結果、議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、全体の 42.3%、男性の 32.5%、女性の 57.6%がハラスメント行為を受けたと回答している。（内閣府「政治分野におけるハラスメン

ト防止研修教材」)

○ハラスメントとは

(1)パワーハラスメント (パワハラ)

①優越的な関係を背景

②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの

③労働者の就業環境が害される

(2)相手が望まない、相手の意に反する言動

(3)性的な言動 (セクハラ)、性的役割分業を固定化させる言動 (ジェンダーハラスメント)、妊娠・出産を理由とする嫌がらせ (マタハラ)、性的指向・性自認を理由とする嫌がらせ など

○ハラスメントをめぐる法体系

・日本はハラスメント行為が禁止されていない

OECD32 か国で唯一日本のみ

ハラスメントを犯罪化する国は 14 か国

・ハラスメント防止は事業主の雇用管理上の措置義務

男女雇用機会均等法 11 条、育児介護休業法 25 条、労働施策総合推進法 30 条の 2

人事院規則 10-10、人事院規則 10-10 運用

厚労省ガイドライン

○事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針

(1)事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

(2)相談 (苦情を含む) に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(3)職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

(4)上記の措置と併せて講ずべき措置

○議会ハラスメントはなぜ問題か?

・被害者の人権を侵害

・議会という職場環境の悪化

・女性の政治家としての人格を貶める←ジェンダー平等と相入れない

・政治参画する意欲を削ぐ←民主主義と相入れない

- ・ 議会は社会のハラスメント防止を促進する立場←議会の役割と相入れない

○ハラスメントに気づく難しさ

- ・ ハラスメントは優越する地位の濫用

職位、実体的な優位性（大きな顔ができること：経験、人脈など）、社会における優位性（年齢、男性・異性愛・シスジェンダー・健常者、出自など）

- ・ 無意識の偏見

ある属性を劣っているとみなす、議員にはふさわしくないと思う

- ・ 相手の受け止めをどう理解するか？

立場の弱い人は拒否できない

→自分の強い立場性を利用し、相手を傷つけ貶めることは、濫用・卑怯

- ・ 第三者として介入する重要性

○ハラスメントの解決

- ・ 被害者は何を望むのか？

行為者との接触回避、再発防止、ハラスメントの認定と謝罪、処分、損害賠償、メンタル面での支援

- ・ インフォーマルな解決

仲介者が被害者の思いを行為者に伝え調整、非公式な謝罪による和解、行為自体の問題性に白黒つけるものではなく両者の関係性を維持させるもの

- ・ 処分

調査担当者による聞き取り（当事者以外も含む）、採用できる証拠・証言の確定、雇用管理責任者による処分

市民との関り

○「議員の仕事」の理解が広がることが大切

聴く（←みんなのモヤモヤ、不満、不安、困ったこと）

↳ 制度に落とし込む（←法律改正、新規立法、運用改善、予算措置）

↳ 調整（←反対派との調整、説得、妥協、合意）

○市民相談の位置付け

- ・ 一人ひとりの問題に伴奏支援

- ・ 市民として政治主体性を獲得
- ・ 世界的にケースワークの増加傾向←市民からの期待、議員のやりがい
- ・ ジェンダーの影響：男性からの陳情、女性議員のケア役割への期待

○政治参加の活性化に向けて

- ・ 低い投票率、議員のなり手不足、多様性欠如・・・
- ・ 議員と市民がフラットに議論する場を
ワールドカフェ、参加型予算

[感想]

「ハラスメント」は、気付かないうちに日常に潜んでいる。やっている本人はそれがハラスメントだと気付かずに、その行為や言動を行っていることもあり得ると感じた。受け手が嫌な場合は、まず声に出し、相手に伝え、改善をしっかりと求めることが重要で、受け手が被害に遭うだけで、終わらせてはならないと改めて実感した。また、「市民との関り」では、やはり日常的に顔を合わせる事が大事であると感じた。議員の仕事を理解してもらいながら、多くの市民と議員が接点を持ち、話を聴くことが重要であると再認識した。

[研修を終えて]

研修が1期目の新人議員対象であったため、みなで情報を共有できるこの講座を受講することができ、本当によかった。まだ、わからないことも多くあるが、学ぶことを続ければ、知識は段々と蓄積されていく。多くを学び、頼れる議員になれるよう、これからも研鑽を積んでいきたい。

支 払 伝 票

令和 5 年 5 月 18 日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	5
支 払 項 目	資料購入費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 5 月 18 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 5 月 18 日		
支 払 金 額	4,900 円		
支 払 先	桑名東部専売所 川口新聞店		
使 途 内 容	日経新聞5月分購読料 4,900 円		
備 考	0		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 広報・広聴費	<input type="checkbox"/> 資料作成費
	<input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情費	

領 収 証

2023年 5月分

お問合せNo. 1208

市役所 (21) 145.00集金

桑名市議会 絆様 (8%対象 4,900 税 363)

(10%対象 0 税 0)

品名(※は軽減税率対象)	部数	金額	備考	合計金額
*日経朝刊のみ	1	4,900		4,900 円

新聞代は、郵便局・百五・第三・大垣・桑信 桑名東部専売所
UFJ・愛知・クレジットのお引落しが便利です 川口新聞店 川口大輔
〒511-0836
桑名市大字江場453-3
TEL 0594-41-2172

(証券No. 16-2023/05/18 12:33:23)

領 収 書 等 添付合計金額	4,900 円 (内、政務活動費充当額 4,900 円)
-------------------	------------------------------

請求書

作成:2023/05/19
2023年05月分
お問合せNo. 1208

〒511-0068 桑名市 ご住所 中央町 2-37 市役所				
お名前 桑名市議会 絆様				
銘柄名	部数	単価	金額	備考
*日経朝刊のみ	1	4,900	4,900	

*は軽減税率対象
ご請求金額 **4,900**円 (8%対象 4,900円 消費税 363円)
(10%対象 0円 消費税 0円)

(振込先) 愛知銀行 桑名支店 普通 [REDACTED]
三十三銀行 桑名支店 普通 [REDACTED]
百五銀行 桑名支店 普通 [REDACTED]
大垣共立銀行 桑名支店 普通 [REDACTED]
桑名三重信用金庫 本店営業部 普通 [REDACTED]

桑名東部専売所

川口新聞店 川口大輔

〒511-0836

桑名市大字江場453-3

TEL 0594-41-2172



支払伝票

令和5年5月24日

会派名 又は議員名	紳	会派代表者 又は議員印	
会計年度	令和5年度	支払番号	6
支払項目	資料購入費		
検収年月日	令和5年5月24日		
支払年月日	令和5年5月24日		
支払金額	8,200 円		
支払先	株式会社ぎょうせい		
使途内容	書籍購入費 8,200 円		
備考	書籍「自治体財政の知恵袋」「条例づくり教室」「財政が厳しいってどういうこと?」「災害から命を守る”逃げ地図”づくり」		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領 収 証

領収証番号
No. 05138972

桑名市議会
様

¥ 1,600-

但し 図書代として (災害から命を守る逃げ地図づくり)

上記金額正に領収いたしました

令和 5年 5月 24日

〒136-8575

取扱者印


東京都江東区新木場1丁目 18-11

株式会社 ぎょうせい

電話 (03)6892-6180

FAX (03)6892-6918



領 収 証

領収証番号
No. 05138973

桑名市議会
様

¥ 6,600-

但し 図書代として (自治体財政の知恵袋, 条例づくり教室, 見本財政の濃縮してとろろ?)

上記金額正に領収いたしました

令和 5年 5月 24日

〒136-8575

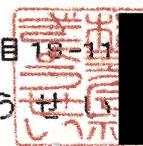
取扱者印


東京都江東区新木場1丁目 18-11

株式会社 ぎょうせい

電話 (03)6892-6180

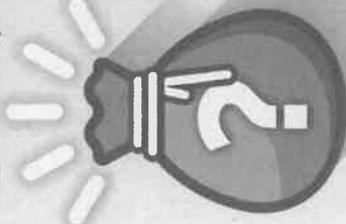
FAX (03)6892-6918



領 収 書 等
添付合計金額

8,200 円 (内、政務活動費充当額 8,200 円)

自治体財政の知恵袋

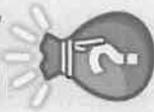


— 議会答弁や住民説明に役立つ —

関西学院大学教授

小西 砂千夫

自治体財政の知恵袋



小西 砂千夫

和文



9784324105450



1923033023008

ISBN978-4-324-10545-0
C3033 ¥2300E

定価(本体2,300円+税)
[5108455-00-000]



きょうせい

ISBN978-4-324-11242-7

C3032 ¥2400E

定価(本体2,400円+税)

[5108854-00-000]



9784324112427



1923032024006

条例づくり教室

—構造の理解を深め、使いこなそう！—

条例づくり教室

—構造の理解を深め、使いこなそう！—

横浜国立大学教授
板垣 勝彦 著



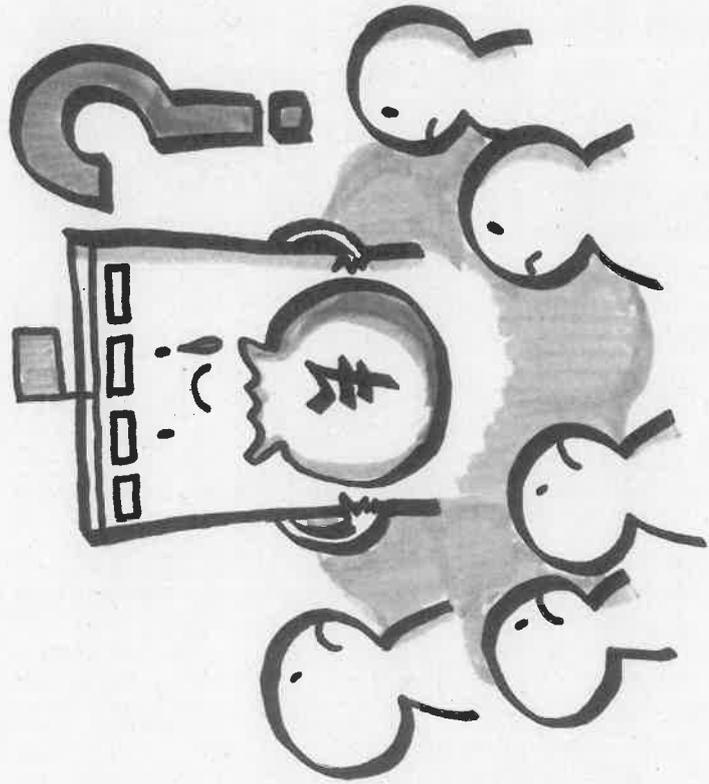
板垣 勝彦 著

きょうせい

きょうせい

自治体の“台所”事情 財政が厳しい“って どういうこと?

今村 寛 [著]



きょうせい

自治体の“台所”事情 財政が厳しい“ってどういうこと?

今村 寛 [著]

ISBN978-4-324-10582-5
C3033 ¥1900E

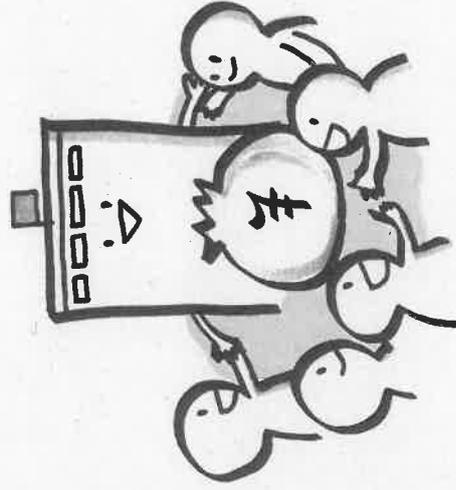


9784324105825

定価(本体1,900円+税)
[5108488-00-000]



1923033019001





災害から命を守る
「逃げ地図」づくり

逃げ地図づくりプロジェクトチーム 編著

災害から命を守る「逃げ地図」づくり



978432



192303

ISBN978-
C3033

定価(本体)
[5108555-00]

大反響!
たち
重版

そのとき、あなたは
**命を守る行動を
とれますか?**

きょうせい

ちよんせつ

- 逃げ地図と
- 第1章 逃
- 第2章 逃
- 第3章 逃
- 第4章 逃
- 第5章 逃
- 第6章 逃



4 107140

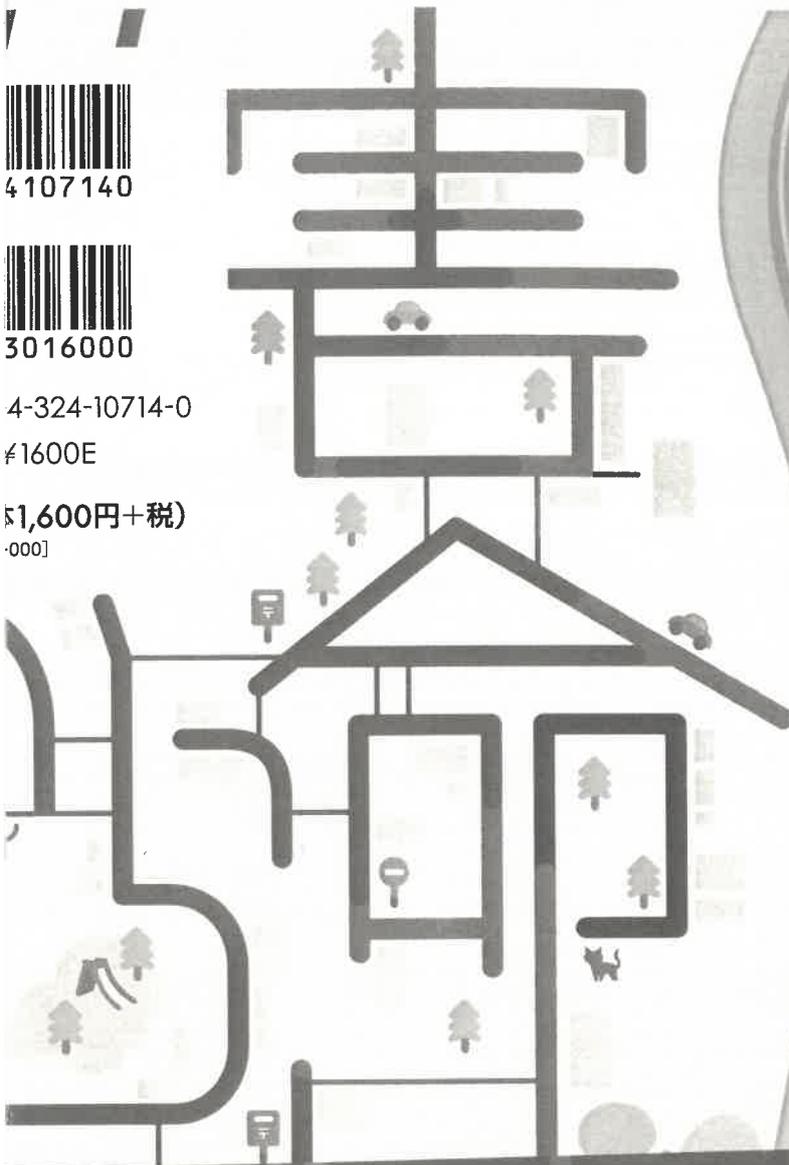


3016000

4-324-10714-0

¥1600E

¥1,600円+税)
-000]



カバーの裏面をご覧
逃げ地図づくり
めることが出



は

逃げ地図のつくりかた 基本編

逃げ地図づくりのはじめかた 地域編

と逃げ地図をつくるか? / ワークショップのプログラムをつくる ほか

逃げ地図づくりのはじめかた 学校編

逃げ地図づくり総合的学習の時間のプログラムをつくる ほか

災害ごとでみる逃げ地図のつくりかた

津波 / 土砂災害 / 津波と土砂 / 洪水 / 地震火災

逃げ地図のその先

災害の担い手を広げるイベント / デジタルを活用した逃げ地図 / 逃げ地図づくりから地区防災計画へ

逃げ地図のすゝめ

災害から命を守る「逃

支払伝票

令和5年5月26日

会派名 又は議員名	絆	会派代表者 又は議員印	
会計年度	令和5年度	支払番号	7
支払項目	調査研究費		
検収年月日	令和5年5月26日		
支払年月日	令和5年5月26日		
支払金額	302,720 円		
支払先	JR他		
使途内容	日本自治創造学会研究大会「自治力を高める」及び東京都建設局河川部視察		302,720 円
備考	交通費 119,900円 宿泊(朝食含む・2泊)4人分 78,800円 宿泊(朝食含む・1泊)1人分 10,100円 夕食代(2日分)4人分 16,000円 夕食代(1日分)1人分 2,000円 参加費 75,000円 手土産代 920円 ※手土産代(2,393円)は結・公明党と人数で按分(5/13人) ※南澤議員は公務のため、2日以外参加したが、石井修参加費については同額、 宿泊費・食代のみ1泊分とする。		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

活動実績旅費明細書

令和 5年 5月 26日

会 派 名 又は議員名		絆		会派代表者 又は議員印								
参 加 者 氏 名		柴田 理恵・森下 幸泰・太田 誠 倉田 明子・南澤 幸美		支 払 項 目		調査研究費						
				支 払 番 号		7						
場 所 (調 査 先)		明治大学アカデミーコモン棟3階 アカデミーホール 東京都建設局両国リバーセンター 子ども未来庁		会 計 帳 簿 記 入								
年 月 日		2023/5/24-26		計 算 確 認 印								
概 算 額				精 算 額				差 引 額				
0 円				23,980 円 (1人分)				23,980 円 (1人分)				
月 日	乗車駅名	時刻	路線・ 列車名	降車駅名	時刻	キロ数	運賃	特急・急行券		日 当	宿 泊	
								座 指	普 通			
5	24	桑 名	関西線	名 古 屋		23.8	6,600					
		名 古 屋	新幹線	東 京		366.0		4,920				
		東 京	中央線	御茶ノ水		2.6						
5	26	御茶ノ水	中央線	両 国		2.8	150					
		両 国	水上バス	浅 草			400					
		浅 草	東京メトロ	溜池山王		9.6	210					
		霞 が 関	東京メトロ	東 京		2.1	180					
		東 京	新幹線	名 古 屋		366.0	6,600	4,920				
		名 古 屋	関西線	桑 名		23.8						
概 算 額				0				0	0	0	0	
精 算 額(1人分)				23,980				14,140	9,840	0	0	0
過不足の理由												
備 考												

領収書等貼付用紙

整理番号	
支出科目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報・広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情費

領収証

桑名市議会 会派 絆 様

No. 211

金額

¥75,000.-

但 第15回 日本自治創造学会研究大会 参加費 5名分
 2023年 5月 24日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

一般財団法人

日本自治創造学会

理事長 総 坂 邦 夫

東京都千代田区神田佐久間町2-24-301



コクヨ ウケ-695

領収書等
添付合計金額

75,000 円 (内、政務活動費充当額 75,000 円)

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 広報・広聴費	<input type="checkbox"/> 資料作成費
	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情費	



・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥210

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2023年05月26日
時刻 11時25分

印紙税申告納付につき東京上野
税務署承認済
伝票番号: 6190
東京地下鉄株式会社
地 浅草駅 券05発行



・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥360

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2023年05月26日
時刻 16時07分

印紙税申告納付につき東京上野
税務署承認済
伝票番号: 18543
東京地下鉄株式会社
地 霞ヶ関駅 券24発行



・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥540

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2023年05月26日
時刻 16時06分

印紙税申告納付につき東京上野
税務署承認済
伝票番号: 18542
東京地下鉄株式会社
地 霞ヶ関駅 券24発行

<乗車券> 浅草 → 溜池山王 (1人分)
※ 4人分の乗車券領収書についてはお忘れ

<乗車券> 霞が関 → 東京 (2人分)

<乗車券> 霞が関 → 東京 (3人分)

領収書

茨城県議会 会米 系半 様

但

23. - 5. 26

2023年 5月26日 (金) 08:58 001号機

二天門 各駅1便 @400x 5枚

合計 2,000円

お預り 2,000円

おつり 0円

上記金額を領収いたしました

〒160-0021
東京都新宿区歌舞伎町2-44-1

公益財団法人東京都公園協会
水辺事業部水辺ライン課

<バス> 両国 → 浅草 (5人分)

領収書等
添付合計金額

3,110 円 (内、政務活動費充当額 3,950 円)

領収書等貼付用紙

整理番号					
支出科目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 広報・広聴費	<input type="checkbox"/> 資料作成費
	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情費	

領収書-No 41
 窓口-No 101
 駅-No 51308070

領 収 書

桑名市議会会派 系牛 様

金額 ￥110,280円
 「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2023年 5月17日
 東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

桑名駅

現金出納社員

領収書-No 31
 窓口-No 101
 駅-No 51308070

領 収 書

桑名市議会会派 系牛 様

金額 ￥4,920円
 「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2023年 5月24日
 東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

桑名駅

現金出納社員

<乗車券>

桑名 ←→ 東京 (5人分)

<特急券>

名古屋 ←→ 東京 (4人分)

東京 → 名古屋 (1人分)

<特急券>

名古屋 → 東京 (1人分)

領収証 桑名市議会会派 系牛 様
 ご利用日付 2023年05月26日
 時刻 08時36分
 取引内容: 乗車券類 (税率: 10%)
 購入金額 金300円
 お支払方法 内訳
 現金 金300円
 印紙税申告納
 付につき名古屋
 税務署承認済
 伝票番号 21149
 ●この領収証は大切に保存してください。
 ●ご利用ありがとうございます。
 御茶ノ水駅 券201発行
 登録番号 T9011001023597 JR東日本

<乗車券> 御茶ノ水 → 両国 (2人分)

領収証 桑名市議会会派 系牛 様
 ご利用日付 2023年05月26日
 時刻 08時36分
 取引内容: 乗車券類 (税率: 10%)
 購入金額 金450円
 お支払方法 内訳
 現金 金450円
 印紙税申告納
 付につき名古屋
 税務署承認済
 伝票番号 21148
 ●この領収証は大切に保存してください。
 ●ご利用ありがとうございます。
 御茶ノ水駅 券201発行
 登録番号 T9011001023597 JR東日本

<乗車券> 御茶ノ水 → 両国 (3人分)

領 収 書 等
 添付合計金額

115,950 円 (内、政務活動費充当額 115,950 円)

領収書
RECEIPT

お茶の水イン
HOTEL OCHANOMIZU INN

お部屋番号
ROOM No.

お名前
NAME

東京都文京区湯島1-3-7
TEL 03-3813-8211

215 桑名市議会 会派 絆様

到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	人数 PERSON(S)	発行日 ISSUED	備考 REMARKS
2023/05/24	2023/05/26	5	2023/05/25	

日付 DATE	お部屋 ROOM	摘要 DESCRIPTION	料金 CHARGES	お預り金 CREDITS	残高 BALANCE
05/24	215	室料 9,600x 1	9,600		
	216	室料 9,600x 1	9,600		
	316	室料 9,600x 1	9,600		
	318	室料 9,600x 1	9,600		
	215	現金			
05/25	215	室料 10,100x 1	10,100		
	216	室料 10,100x 1	10,100		
	315	室料 10,100x 1	10,100		
	316	室料 10,100x 1	10,100		
	318	室料 10,100x 1	10,100		

	料金 CHARGES	お預り金 CREDITS	ご請求金額 BALANCE DUE	ご返金額 REFUND
総合計 TOTAL	88,900 (内消費税 8,078)	88,900	0	0

なお、お勘定には消費税が加算されております。
Tax are added to your bill.

ご署名
SIGNATURE

ご住所
ADDRESS

会社名
ADDRESS

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。
Thank you for patronage. We look forward to serving you again.

W 062727201 006
904 000000000



領収書等貼付用紙

整理番号	
支出科目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報・広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情費

領収証 桑名市議会会派 絆、結
 公明党 桑名市議員団 様

金額									
				7	2	3	9	3	-

No. _____

取 入
印 紙

内 訳 _____
 現 金 _____
 小切手 _____
 手 形 _____
 消費税額等(8%) 178.17

但お品代
 5年5月22日 上記正に領収いたしました

F511-0102
 三重県桑名市多度町春取291番地
 有限会社 美山荘
 TEL(0594)48-5615
 FAX(0594)48-5336



コクヨ ウケ-390

※原本は公明党桑名市議員団の収支報告書に添付。

$$2,393 \times \frac{5}{13} = 920 \text{ 円}$$

領収書等添付合計金額	2,393 円 (内、政務活動費充当額 920 円)
------------	----------------------------

宿 泊 証 明 書

宿泊者氏名	桑名市議会 絆 南澤 幸美
宿泊日	R 5 年 5 月 25 日 (1泊)

上記のとおり宿泊したことを証明します。

2023 年 5 月 26 日



宿泊施設名

宿 泊 証 明 書

宿泊者氏名	桑名市議会 絆 太田 誠
宿泊日	R 5 年 5 月 24 日 (2泊)

上記のとおり宿泊したことを証明します。

2023 年 5 月 26 日



宿泊施設名

宿 泊 証 明 書

宿泊者氏名	桑名市議会 絆 倉田 明子
宿泊日	R 5年 5月 24日 (2泊)

上記のとおり宿泊したことを証明します。

2023 年 5 月 26 日



宿泊施設名

宿 泊 証 明 書

宿泊者氏名	桑名市議会 絆 柴田 理恵
宿泊日	R 5年 5月 24日 (2泊)

上記のとおり宿泊したことを証明します。

2023 年 5 月 26 日



宿泊施設名

宿 泊 証 明 書

宿泊者氏名	桑名市議会 絆 森下 幸泰
宿泊日	R5年 5月 24日 (2泊)

上記のとおり宿泊したことを証明します。

2023 年 5 月 26 日



宿泊施設名

113-0034 東京都文京区湯島1-3-7
TEL 03-3813-8211 FAX 03-3813-8750

第15回 2023年度 日本自治創造学会 研究大会

DX時代の地方創生 ～“自治力”を高める～

日時

2023年 5月24日(水) 13:00～17:30
5月25日(木) 10:00～15:05

場所 東京 明治大学アカデミーコモン棟3階 アカデミーホール
〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

参加費 会員 **13,000円** (年会費2,000円、2日間大会参加費・資料代含む)
※大学院生会員参加費 2,000円 (年会費、2日間大会参加費・資料代含む)
非会員 **15,000円** (2日間大会参加費・資料代含む)
※大学院生非会員参加費 3,000円 (2日間大会参加費・資料代含む)
改革発表会 参加費: 無料

主催 財団法人 日本自治創造学会

第15回日本自治創造学会

研究大会 プログラム

■ 第1日目 5月24日(水)

12:00

開場・受付

13:00～13:10

大会挨拶 穂坂 邦夫 ((財)日本自治創造学会理事長)

13:10～13:50

講演 **DX時代の日本の原動力を考える**
益 一哉 (東京工業大学学長)

13:50～14:30

講演 **社会インフラ管理の重要性と人材育成**
石川 雄章 (㈱ベイスコンサルティング代表取締役社長・北海道大学客員教授)

14:30～14:40

質疑

14:40～14:50

休憩

14:50～15:40

事例発表
新たな議会の挑戦～議員政策条例の推進～
田村 琢実 (埼玉県議会議員・元議長)
埼玉県議会へ問う“地方議会のあり方”
穂坂 邦夫 (日本自治創造学会理事長)

15:40～15:50

質疑

15:50～17:20

自治体事例発表 ～DX時代の個性あるまちづくり～
教育と音楽とスポーツの個性あるまちづくり
清水 聖義 (群馬県太田市市長)
スマートシティの新たな挑戦
宮元 陸 (石川県加賀市長)
「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち」を目指して
中村 一郎 (岩手県盛岡市副市長)

17:20～17:30

質疑

17:40～19:20

改革発表会 ～改革大発信・ベスト1の選出～

■ 第2日目 5月25日(木)

10:00～10:40

講演 **地域の活性化と組織の自立・連携**
渡部 晶(財務省大臣官房政策立案総括審議官)

10:40～10:50

質疑

10:50～11:30

講演 **出生率2.95 人口維持のまちづくり～町全体での子育て～**
奥 正親(岡山県奈義町長)

11:30～11:40

質疑

11:40～13:00

昼食
[12:35～(財)日本自治創造学会総会]

13:00～14:50

パネルディスカッション

自治力を高めるには!

パネリスト

牛山 久仁彦 (明治大学政治経済学部教授)

後 房雄 (愛知大学地域政策学部教授)

金井 利之 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

宮台 真司 (東京都立大学人文社会学部教授)

コーディネーター

西出 順郎 (明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授)

14:50～15:00

質疑

15:00～15:05

閉会挨拶 牛山 久仁彦 ((財)日本自治創造学会理事・明治大学教授)

■ 第2日目 5月25日(木)

10:00～10:40

講演

地域の活性化と組織の自立・連携

渡部 晶(財務省大臣官房政策立案総括審議官)

10:40～10:50

質疑

10:50～11:30

講演

出生率2.95 人口維持のまちづくり～町全体での子育て～

奥 正親(岡山県奈義町長)

11:30～11:40

質疑

11:40～13:00

昼 食

[12:35～(財)日本自治創造学会総会]

13:00～14:50

パネルディスカッション

自治力を高めるには!

パネリスト

牛山 久仁彦(明治大学政治経済学部教授)

後 房雄(愛知大学地域政策学部教授)

金井 利之(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

宮台 真司(東京都立大学人文社会学部教授)

コーディネーター

西出 順郎(明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授)

14:50～15:00

質疑

15:00～15:05

閉会挨拶

牛山 久仁彦((財)日本自治創造学会理事・明治大学教授)

行政視察報告書

報告者：会派 絆 倉田明子

第15回2023年度 日本自治創造学会研究大会

日時：2023年5月24日 13:00～17:30

25日 10:00～15:05

場所：明治大学アカデミーホール

テーマ：DX時代の地方創生～“自治力”を高める～

— 一日目 —

●講演

「DXを超えるには」益一哉（東京工業大学学長）

「沈黙の30年」とは、自分たちで何かをしたい！と思い、挑戦することをし
てこなかった年月」と、益先生は定義された。

日本はこのその結果、世界の急速な動きに対応できず、停滞した状態にある。

タイトルの「DXを超えるには」大きな志が必要。

だから東工大は、挑戦し続けている（東京医科歯科大学との統合（目標2024年）・

女性活躍（2030年20%目指す）・教育未来創造会議での積極的な発言など）。

30年は沈黙していたかもしれないが、これから、いくらでも挽回できるはず。

「高校の受け皿」になり下がった大学を、本来の「研究する人を育てる」大学にする！という東工大に、大いに期待したいと思う。

●講演

「社会インフラ管理の重要性と人材育成」石川雄章（(株) ペイシスコンサルティング代表取締役社長・北海道大学客員教授）

「ペイシスコンサルティング」は、最新・最適な技術・サービスを自治体が気軽に利用できるインフラ管理・防災DXの仕組み「SIMPL」を提供するとともに、地域DXを支えるデジタル人材の育成を行う会社。

「社会インフラ管理」は、プロフェッショナルが減ってしまったことにより支えられなくなっている。

解決の糸口は「インフラ分野のDX化」と「人材育成」。

地域DXを支えるデジタル人材も含め、自治力を固めるのは“人”！と言い切るのは、建設省、国交省、県職、大学の特任教授を歴任してきた石川社長だから言える魂の言葉だと思う。

DXは便利なツールで、桑名市としても、今後どんどん取り入れていかなくてはならないが、同時に地域DXを支えるデジタル人材の育成、社会インフラ管理のプロフェッショナルの育成も必要不可欠と考える。

●事例発表

「新たな議会の挑戦～議員政策条例の推進～」田村琢実(埼玉県議会議員元議長)

「埼玉県議会へ問う“地方議会のあり方”」穂坂邦夫(日本自治創造学会理事長)

●自治体事例発表～DX時代の個性あるまちづくり～

「教育と音楽とスポーツの個性あるまちづくり」清水聖義(群馬県太田市市長)

「スマートシティの新たな挑戦」宮元陸(石川県加賀市長)

『「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち」を目指して』中村一郎

(岩手県盛岡市副市長)

— 二日目 —

●講演

「地域の活性化と組織の自立・連携」渡部晶(財務省大臣官房政策立案総括

審議官)

渡部氏からは、①「スポーツによるまちづくり」と、②組織が安定せず、市民参加の受け皿になるべき非営利組織が市民との距離を開けてしまったNPOに変わる新しい「エクセレントNPO」について、③「資金需要の創出や企業を促す取組み」について、ご講演いただいた。

渡部氏の「人口減少を直視し戦略的に縮む」を成長モデルとする」という発想が現実的で、新しい考えだと感じ、参考にしていきたいと思う。

●講演

「出生率 2.95 人口維持のまちづくり～町全体での子育て～」

奥正親（岡山県奈義町長）

奈義町は、全国平均 1.26 という出生率において、2.95 という奇跡的な数字をたたき出し、一躍有名になった町である。

中国山地の真ん中にある過疎の町だから達成できた！と言えないわけでもないが、奈義町が打ち出した「少子化対策は子育て世代だけの問題ではない」「町民の気持ちに寄り添う」「課題を住民と一緒に考える」という姿勢が「安心感」を生み出し、「奈義町に住みたい」「奈義町で子どもを育てたい」につながり、それが結果的に「出生率 2.95」という数字となったのだと思う。

「なぎチャイルドホーム」を基軸にした地域ぐるみの子育てサポート」「子育てしながら短時間ワークできる「奈義しごとえん」」「子どもの成長に寄り添った切れ目ない経済支援」、全てが真似できるわけではないが、根底のスピリットは、しっかり参考にさせていただこうと思う。

●パネルディスカッション「自治力を高めるには」

パネリスト 牛山久仁彦（明治大学政治経済学部教授）

後房雄（愛知大学地域政策学部教授）

金井利之（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

宮台真司（東京都立大学人文社会学部教授）

コーディネーター 西出順郎（明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授）

隅田川かわまちづくり事業視察

日 時：2023年5月26日 9:30～11:30

場 所：両国リバーセンター・隅田川水辺ライン・隅田公園オープンカフェ

・すみだリバーウォーク・東京ミズマチ

視察対応：東京建設局河川部

所 感

視察の日の両国は、大相撲が行われており、コロナが5類になったこともあって、

外国人、日本人問わず、おおいに賑わっていた。

その両国リバーセンター「かわてらす」の堤防上で東京建設局河川部低地対策専

門課長より説明を受ける。

「かわてらす」はPPP手法の複合施設（ホテル・レストラン・子育て支援施設）

で、スーパー堤防、防災船着き場を併せ持っています。

スーパー堤防とは、高潮や大地震による水害から東部低地帯を守るために、昭和60年から東部低地帯を流れる主要5河川（隅田川・中川・旧江戸川・新中川・綾瀬川）に整備された堤防で、開発者の協力を得て「かわてらす」のように、開発と一体的に整備されていることが特徴です。

コンクリートの防潮堤に変わり、盛り土により構成された幅の広いスーパー堤防が整備されており、「かわてらす」の広々とした階段で説明を受けたことで、スーパー堤防が、地震への安全性の向上はもとより、水辺空間に潤いが創出されていることを実感しました。

説明を受けた後、「かわてらす」から乗船し、「隅田公園オープンカフェ」「すみだりバーウォーク」「東京ミズマチ」を視察させていただきました。

コロナも5類となり、平日でしたがどこも活気があり、外国人観光客も非常に多かったです。

東京のような規模は見込めないとしても、災害から市民を守る安心安全のためにも、市民のやすらぎの環境作りのためにも、観光客誘致の観点からも、今回の視差手を有効に活かしていきたいと思う。

こども家庭庁勉強会

日 時：2023年5月26日 14:00～16:00

場 所：こども家庭庁長官官房第一会議室

対 応：自見はなこ（内閣府大臣政務官）

山本さちこ（参議院議員）

こども家庭庁官房総務課 ・ 成育局成育環境課

国土交通省住宅局

厚生労働省保険局保険課 ・ 雇用環境・均等局職業生活両立課

所 感

これまで18歳までの幼・小・中・高など教育に関わることは文部科学省、18歳までの保育、子育て支援等に関しては厚生労働省と、同じ子どもに関することでも、内容によって担当所管が違い、連携が綿密に取れているわけではなかった。そのため為、互いに押し付け合ったり、見過ごしがあったりすることが多々見受けられた。最近では、フィンランドの「ネウボラ」のように、妊娠してから成人になるまでの、一人一人の子どもに対する「途切れのない支援」が着目されるようになり、桑名市においても「子ども相談センター」のように、各市町において福祉の所管に教育から教師が送り込まれるなど、教育と福祉の連携がとられるようになってはきたものの、国の省庁が分かれていることによる弊害はなくなることはなく、子どもに関わる者たちの間では長らく「子どもの関わることはす

べて総括的に取り扱う省庁」が求められてきた。

そのような中、満を持して開設された「こども家庭庁」。

先ずは、開設間もないご多忙な中、勉強会を引き受けてくださったことに感謝したいと思います。

そして「こども家庭庁」の職員のみならず「国土交通省住宅局」「厚生労働省保険局保険課」「厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課」などが関係部局として勉強会に参加いただいたことで、「こども家庭庁」を国全体で支え、取り組んでいこうとする姿勢と意気込みを強く感じ、長年子どもに関わる仕事で頑張ってきたものとして、大変心強く感じた。

今回の勉強会は、設置の目的と「子どもまんなか社会」の実現に向けた現状の取り組みの説明がほとんどであったが、説明からも職員の熱量を感じたので、今後の「こども家庭庁」に大いに期待するとともに、桑名市の子ども施策に活かせるよう注視していきたいと思う。

可能ならば、今後も定期的に勉強会を計画できるよう進めていきたいと思う。

行政視察報告書

報告者：会派 絆 太田 誠

1. 日 時 令和4年5月24日(水)～5月26日(金)
2. 視察先
 - ・日本自治創造学会研究大会 (明治大学 アカデミーホール)
 - ・隅田川かわまちづくり事業視察 (東京都建設局両国リバーセンター)
 - ・こども家庭庁勉強会 (東京都千代田区霞が関ビルディング)
3. 視察項目
 - ・日本自治創造学会研究大会
 - ①DX時代の日本の原動力を考える
 - ②社会インフラ管理の重要性と人材育成
 - ③新たな議会の挑戦
 - ④自治体事例発表 ～DX時代の個性ある街づくり～
 - ⑤地域の活性化と組織の自立・連携
 - ⑥出生率2.95 人口維持の街づくり ～まち全体での子育て～
 - ⑦パネルディスカッション 自治力を高めるには
 - ・隅田川かわまちづくり事業視察
 - ・こども家庭庁勉強会

4. 視察内容

日本自治創造学会研究大会 DX時代の地方創生 ～自治力を高める～

○ 大会あいさつ 穂坂 邦夫 (一般財団法人)日本自治創造学会理事長

本日は、財団法人日本自治創造学会の第15回研究大会に、多くの方にご参加いただき感謝申し上げます。明治大学での開催は4年ぶりであり、今年は統一地方選挙もあった。国政ではサミットも終わり、解散が囁かれている。今年の統一地方選挙では無投票が多く、また一方で投票率が低いという意見があった。その中で地方選挙をどのようにすべきかという議論はあまり盛り上がっていない。人口5千人の自治体と350万人の自治体が、同じ形で同じ制度でやっているのは、おかしいのではないかと思う。これからは地方がどのように自立をしていくか。その中心となるのは地方議会の方々である。どうか今回の研修会を通じて、皆さんが地方の核となっていて、人口減少、少子高齢化の加速、この日本の厳しい現状の中で、どう地方を自立させていけるか。どう地方の個性を出していけるか。こういうことには是非とも活躍を期待している。今回の2日間の研修が、皆さんにとって少しでも進歩、更には改革の糧になることを信じて、理事長としてのあいさつとさせていただきます。どうか二日間よろしくお願ひしたい。

① DX時代の日本の原動力を考える

東京工業大学学長 益 一哉氏

私たちの東京工業大学は、国からのお金を210億円ほどいただいて、外部資金と合わせて520億円程度で年間の運営を行っている。収入は全部使うことが国のシステムであり、貯蓄をすることができない。本学は田町の再開発で36階のビルを建てて、我々大学は3フロアのみ使用して年間45億円の収入がある。このインパクトはとて大きく国立大学が初めて長期的にいろんなことを考えることができるようになった。しかしお金が入るのは2026年からである。

本日は、1. 何故、東工大は挑戦し続けるのか。2. 最近の東工大。3. 教育未来創造会議(2022年1月～5月)の発言の3点について紹介させていただく。

何故、東工大は挑戦し続けるのかについては、自分はこうしたいという志、思いがないとDXも進まない。大学としての志は、まず、最近の東工大では、法人統合や大学の統合で、次に女性限定教員の公募で、3点目は学士課程入試における女性枠の設置である。そこで法人統合や大学の統合では、東京工業大学と東京医科歯科大学との統合である。両大学の統合の目的は、両大学のこれまでの伝統と先進性を活かしながら、統合によってこれまでどの大学もなしえなかった新しい大学のあり方を創出することである。

また、日本におけるSTEM分野の女性の学生や教職員の活躍の場を劇的に拡大することを目的に、本学は他大学に先駆けて入試制度や人事制度の変革に取り組み、それを支える環境を整備している。さらに、今後取り組みたい方向性として、女子学生の入学定員を別枠で設置して、入学定員自体は厳格に規定されるものであるが、弾力的な取り組みも必要である。

教育未来創造会議では、大学の研究力強化のために、産業界との協業が必要であると考えられる。特に新たな時代に対応する学びの支援の充実については、大学生の就学支援制度の拡充が必要である。また、学び意欲のある人の支援の充実については、環境整備に向けた論点として、多様なリカレント教育の提供があげられる。また、さらにデジタル人材の育成が教務である。今後5年間で、230万人のデジタル人材の育成が掲げられているが、目標達成には、情報系学科への入学定員の増、教える人材の増、教育環境の整備も必要であり、さらに教育研究の予算も必要だということを訴えてきました。こうした発言は、とても有意義であった。

② 社会インフラ管理の重要性と人材育成 ベイシスコンサルティング代表取締役 石川雄章氏

私はDXを使ってどうやって地域を支えていくかという観点から講演をさせていただく。

・国、地域の状況(社会インフラ関連)

近年、CO₂排出量が急激に増加し、世界の年平均気温が1891年以来、約0.95℃上昇し、日本をはじめ世界中で観測されている顕著な降水や高温の増加傾向は、長期的な地球温暖化の傾向と関係してきている。日本の全国各地域で災害が多発、激甚化している。

また、建設後50年以上を経過する施設の割合が急速に増加しており、老朽化に伴うコストやリスクが増加している。自治体は維持管理を行う人員と予算の不足による構造物の機能や安全性の低下を危惧している。また、建設業における就業者の高齢化や将来の担い手不足が

懸念されている。一方で、日本の総人口は2050年に約1億人に減少し、人口構成も高齢化が急速に進み、市町村においても、7割以上の市町村において20%以上減少し、生活やサービスの維持が困難となる。

・社会インフラ管理の課題と解決の糸口

インフラを取り巻く状況では、環境問題、人材不足等の課題が多様化し深刻化している。一方で技術的には、AI、ロボット、センサー、3Dなどが飛躍的に進化。

次にインフラ分野のDXでは、国土交通省は「インフラ分野のアクションプラン」を作成してDXを強力に推進。ドローン、センサー、オープンデータ、カメラ等活用すれば、新たな産業と雇用につながる可能性がある。

自治体にとっての課題解決の糸口は、機械にできることは機械に任せ、人はリアルな経験や知識を積み重ねて技術力を高め、自治体が保有するデータを横断的に利用して行政サービスの向上とコスト削減を両立するとともに、デジタル活用のスキルを身に付ける。

・持続可能な自治体のために取り組んでいること

最新で最適な技術・サービスを自治体が気軽にできるように、実務で実感したシステムへの疑問を解決して、市場のテクノロジーを活用することによりシステムを実現したい。気軽に利用できるインフラ管理・防災DXの仕組みについては、SIMPLを事業化。

このSIMPLは、インフラ管理、防災支援のソリューションであり、さまざまなデータを総合管理することで、横断的なデータ活用を可能にし、社会インフラの管理のDXを推進するものです。

講師からは、地域の社会的課題はより深刻化する中で、DX時代からこそ出来る解決の方法があるはずであり、ビジネスを通じて地域の社会的課題の解決に貢献し、「持続可能な社会」の実現を目指したいと抱負を述べられた。

③ 新たな議会の挑戦 ～議員政策条例の推進～ 埼玉県議会議員 田村琢実氏

本日は、自由民主党埼玉県会議員団の取り組みをご紹介する機会を得まして、誠にうれしく思っている。また、穂坂先輩にはこのような機会をいただき感謝している。埼玉県議会は、議員政策条例の制定が全国でトップであり、自由民主党議員団が政策立案機能を強化してきた経緯がある。これまで埼玉県議会は42本の条例制定をしてきている。私が平成19年に当選をさせていただいて、それまでの議員政策条例は4本でしたが、それから38本を制定させていただいた。

(1) 政策条例の主な制定過程は、会派内で団員から政策検討を依頼。→政策検討事項の必要性等の審査→団会議で政策検討事項のプロジェクトチームの設置、プロジェクトチームにおける調査・研究・団体への意見聴取→条例原案のパブリックコメント開始依頼。

(2) パブリックコメントの実施→プロジェクトチームにおけるパブリックコメントの精査→条例案の議会提出への依頼→条例案の議会提出手続きへ

(3) 議会運営委員会にて条例案提案説明→本会議における条例提案説明→付託委員会における条例提案説明→本会議における委員会報告・討論・採決

○制定した主な条例

- ・ 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例及び同、一部を改正する条例
- ・ 被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例
- ・ 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例
- ・ 埼玉県虐待禁止条例
- ・ 県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
- ・ 埼玉県ケアラー支援条例
- ・ 埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例
- ・ 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例
- ・ 埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例 など

我々議員団は、行政も条例を作っているが、我々議員団も今後ともスピード感をもって条例制定に動いていくことができるので、一人ひとりの困りごとに寄り添い、解決に向けて議員団の皆が考え積極的に行動していくことをモットーとしている。

④ 自治体事例発表 (1)～DX時代の個性ある街づくり～ 群馬県太田市長 清水聖義氏

太田市は、東京から100km圏内にあり、群馬県の東南部に位置。市のほぼ中心にはまちのシンボル「金山(かなやま)」とそれに連なる八王子丘陵が北西に走るほか、東には渡良瀬川のせせらぎ、西には肥沃な新田の大地、南には雄大な坂東太郎利根川の流れ、そして北には日光連山を望むことができます。人口は22万人、気候は比較的温暖で、水と緑に恵まれた土地柄。

本市においては、「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」を将来の都市像として掲げ、様々な施策を実行中で、安心して子どもを育てることができ、高齢者はもとよりすべての市民がお互いを思いやり、いきいきと健康に暮らせる社会をつくるため、「人にやさしい」まちづくりを行っている。地方にできることは限られているが、これからも全国のお手本となるような行革を継続し、まちの個性である歴史や伝統、文化を大切に守り、磨き、市民が愛着と誇りを持てる「品格のあるまち」をつくるため全力投球している。

市長が理事長を務める学校法人太田国際学園 ぐんま国際アカデミー中等部、高等部は、英語で会議をリードする英語力を持ったリーダーの育成という地域からの要請に応えるため、国の構造改革特区制度において外国語教育特区の第1号認定を受けた。そして、英語を学ぶのではなく、英語で学び英語で考えるという先進的な英語イマージョン教育の展開をするに至った。より国際性豊かな感性と広い視野を持った国際人の育成を目的とする小、中、高の一貫校を設立し、新しい価値観を持った学校、今までにない責任ある意見を持った日本人の育成を目指している。

太田市は、自動車スバルの輸送用機器関連を中心に“ものづくり”が発展した日本有数の工業都市。また男子プロバスケットボールリーグに所属する群馬クレインサンダーズ。B1リーグに昇格した2021年に太田市がホームタウンである。

④ 自治体事例発表 (2)～DX時代の個性ある街づくり～ 石川県加賀市 宮元 陸氏

加賀市では、これまで進めてきたスマートシティの取り組みが評価され、国家戦略特区である「デジタル田園健康特区」に北陸で初めて認定されました。国家戦略特区は「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出することを目的としたもので、本市でも様々な規制改革に取り組み、産業の高度化や起業といった新たなチャレンジを応援。

国が掲げるデジタル田園都市国家及び加賀市が目指すスマートシティを進める中では、教育や人材育成といった「人への投資」が重要で、今後は、幼児教育と小学校の関係者が連携してカリキュラムや教育方法の改革を進めるほか、全世代でのデジタル人材や起業家の育成に取り組み、全産業でリスクリングを推進することで、世界に通用する人材の輩出を目指す。米百俵の精神で、人への投資に取り組み、夢と希望に満ち溢れた未来を描いていく。人口は、現在6万3千人だが、2040年には4万2千人となる見込み。

加賀市は、スマートシティを市民とともに戦略的に進めている。2019年8月に市民との合意形成を図るため、スマートシティ推進官民連携協議会を設立している。また、加賀市のマイナンバーカード申請率が95.4%で、交付率が84.2%(2019.12)で、市区部門で全国第3位である。このほかに医療版情報銀行や加賀市版スマートパス構想事業を実施して、マイナンバーカード利用の横展開を図っている。

④ 自治体事例発表 (2)～DX時代の個性ある街づくり～ 岩手県盛岡市副市長 中村一郎氏

望郷の岩手山、麗しの姫神山、鮭が遡る川、歩きたいまちなみ、鮮やかな四季が彩る城跡、盛岡には自然と暮らしの物語がある。(盛岡ブランド宣言より)本市は、このように、自然と歴史・文化にあふれ、そして、都市機能が調和した魅力ある都市として発展してきた。そして今、盛岡市総合計画に掲げる「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」を将来像とし、市民の皆さんとともに、その実現に向けて取り組んでいる。私は、特に子育て支援や高齢者福祉を中心とする市民福祉の充実とともに、魅力ある都市の創生や地域経済の活性化、さらには、大きな課題である人口減少の克服や震災復興支援等に全力投球し、芸術・文化の薫り高い「元気なまち盛岡」を充実させていく。本市が「北東北の要となり、仙台に次ぐ東北の拠点都市」となるよう新たな決意で取り組んでいる。

令和5年1月のニューヨークタイムズ紙に、2023年に行くべき国際都市52箇所に岩手県盛岡市が選ばれた。これはNYタイムズのクレイグ・モド記者の推薦による。盛岡市には、歴史的な建造物をはじめ、開運橋と北上川、中津川を泳ぐ鮭、紺屋町の番屋、盛岡さんさ踊り、盛岡八幡宮祭など。盛岡市のこれまでのまちづくりの主な取り組みは、眺望景観の保全、花と緑のガーデン都市づくり、歴史的な景観や風致の維持・向上に全力で取り組んでいく。

盛岡市は、日本一のハンギングバスケットの街で、去年は560個を設置した。「歩いて楽しむ盛岡」を発信するとともに、私の好きな盛岡を広く募集し発信している。(人口28万4千人)

⑤ 地域の活性化と組織の自立・連携 財務省大臣官房政策立案総括審議官 渡部 晶氏

渡部氏は大蔵省入省後、福岡市総務企画局長や沖縄振興開発金融公庫副理事長などを務められた他、いわき応援大使として、いわき市（福島県）の魅力为全国へ発信するなど、様々な形で地域の活性化等の取り組みに携わっている。

まず、「日本らしいスポーツホスピタリティ」を取り入れたスポーツ・健康まちづくりの全国展開の加速化に向け、関係省庁で構成される「スポーツ・健康まちづくり推進部会」において、これから取り組みたい事項として、どのようなことが検討され、どのような施策があるかなどについて講演。特に政令市の中でも力がありコミュニティ政策が盛んな福岡市のスポーツ振興計画や、地域振興のためにプロバスケットボールチームに政府系金融機関が出資した沖縄県の例などについて具体的に解説いただいた。

エクセレントNPOのエッセンスとは、

- (1) 市民性～市民に参加の機会を開き、NPOが取り組む問題を共有していること。評価項目が、ボランティア、寄付であることに注目。
- (2) 社会変革性～自らの使命のもとで社会的な課題の解決に向けて成果を出していること。
- (3) 組織安定性～一個の責任ある活動主体としてガバナンスが機能し、経営がある程度安定し、活動の持続と刷新を支えていること。

講師は、地方創生を取って地域創生と読み替えて、人と人をつなぎ、財務省財務局をハブとした地域連携プラットフォーム（意見交換の場）を構築したいと考えている。財務局、財務事務所など全国に66箇所に出先機関がある。地域貢献を本格化して3年が経ち、最近、北海道から沖縄まで各地の事例をまとめた初の「地域連携事例集」を公式サイトで公表した。理想は、財務省の特色である経済分析、自治体の財務分析をより深め、意見交換し、それぞれの地域特性を全国的な観点から助言することまだ点で面になっていないが、事例集を作るほど熟度が上がったので地道に続けたい。

加速化する人口減少や高齢化、中小企業等の後継者不足の問題などをどうやって解決していくかは大きな課題ですが、こうした課題に関しては、低密度居住地域や無居住地区（空き家）の問題、少子多死社会をどう生きるかといった課題は、地方だけの問題ではない。地域政策の今後の課題は、地域企業や農林水産業の生産性の向上、地域の競争力、イノベーション力の強化にある。今までのように都市部で稼いだものをバラまくのは限界で、地域自ら稼ぐことが大事。次のステージに進む段階に来ている。

○まとめ(雑感)

- ・人口減少社会は目の前。人口減少を直視し、「戦略的に縮む」という成長モデルを目指す。
 - ・成長のエンジンとしては、アジアの成長力を取り込む努力を継続。
 - ・スポーツによるまちづくりを本格始動へ。シビックプライド(都市の誇り)の醸成につながる。
 - ・SDGsなども踏まえた対応。ナショナルトラスト的な発想。生物多様性への取り組み
 - ・「老いる日本」の「古都」路線、観光業の死活的な重要性。
 - ・リスクマネーの蓄積の重要性、地域活性化「ファンド」(市民ファンド構想)
- これらが、各地域の課題であると考えている。

⑥ 出生率 2.95 人口維持の街づくり ～まち全体での子育て～ 岡山県奈義町長 奥 正親氏

岡山県奈義町は、北東部の山あいであり、1955年に3つの村が合併して誕生し、当時の人口は8,925人だった。町内には陸上自衛隊の日本原駐屯地がある。2023年度の町の一般会計当初予算は約72億円。国内の自治体だけでなく、海外からの視察も多い。政府が「次元の異なる少子化対策」を掲げ、具体策の検討を進めている。岡山県奈義町は地域を挙げた子育て支援によって2019年の合計特殊出生率が全国平均(1.36)を大きく上回る2.95に達したことで知られ、「奇跡のまち」とも称されている。

子育て支援に力を入れる契機となったのは、市町村合併の是非を巡って2002年に行われた住民投票だ。合併しない選択をしたが、小さな町の将来が厳しいことには変わりはない。若い人が住み続けてくれる町にならなければ生き残れないとの結論に至り、若い世代を重視する方向へと舵を切った。若者を引きつけるには、安心して子育てができる環境が大前提だ。当時から共働きの家庭が増えており、幼稚園の終了後も子どもを預かる取り組みを始め、小学生の入院費も無料にした。財源には町職員や議員の定数削減、補助金のカットで捻出した1億6000万円を充てた。小さな町の予算でどこまで負担できるのか、試算を重ねながら手探りで支援を手厚くしてきた。現在の支援策は医療費の完全無料化や独自の奨学金制度など多岐にわたり、予算規模は全体の15%程度に拡大している。子育て支援は高齢者にとっても必要な施策だ。人口が減った地域からはスーパーや病院もなくなり、住みづらい町になってしまう。何よりも人口は町の基盤だ。税金を投じてでも維持しなければならない。

子育て支援には、大きく二つの要素が必要だと考えている。まずは経済的な支援だ。共働きの家庭が町立保育園に子どもを預ける場合、保育料は国の基準の半額程度に抑えており、第2子はさらにその半額、第3子以降は無料になっている。子どもが小さい間は一緒に過ごしたいと考える親も多いが、その場合は保育料の恩恵が及ばない。このため、自宅で育児する家庭には「在宅育児支援金」として就学前の子ども1人あたり月1万5000円を支給している。16年に始まった町の代表的な施策で、すべての子育て世帯を応援するというメッセージを込めている。もう一つは精神面のサポートだ。子育てに戸惑い、ストレスを感じる親も多い。昔は身近に経験豊富なおばあちゃんがいて様々な助言をしてくれた。今は核家族化が進んでおり、07年に開設した「なぎチャイルドホーム」は、その機能を果たす施設だ。保育士も常駐するが、親が交代で子どもを預かるのが基本で、親同士のもう一つは精神面のサポートだ。子育てに戸惑い、ストレスを感じる親も多い。昔は身近に経験豊富なおばあちゃんがいて様々な助言をしてくれた。今は核家族化が進んでおり、07年に開設した「なぎチャイルドホーム」は、その機能を果たす施設だ。保育士も常駐するが、親が交代で子どもを預かるのが基本で、親同士の交流の場にもなっている。子育てが苦痛ではなく、楽しめる町でありたい。

経済的な不安から結婚をためらう若者も多く、まずは安定した収入が得られる雇用環境を整える必要がある。とはいえ、結婚に二の足を踏む若者の意識を変えるには、奈義町のような長期にわたる取り組みが不可欠だ。

奈義町長がいう高い合計特殊出生率の鍵は、「安心化」で、**・住むところがあって安心。・働くことができ安心。・子育ての負担が軽くなって安心。・子育ての悩みや喜びが共有できて安心。・町のみんなが子育てを応援してくれて安心。**これらが不可欠であると力説された。

⑦ パネルディスカッション 自治力を高めるには 明治大学政治経済学部教授 牛山久仁彦氏

今日は、ようこそ明治大学にお越しくださいました。今日は、自治とDXのキーワードについて話をさせてもらおう。自治という言葉は、昔からあったように思うが、実はそうではない。ヨーロッパやアメリカの思想セルフガバメントという言葉が訳さなければならなくなり、自主権は定着しなかった。明治以降に東京帝国大学の教授や学生が地方統治の仕組みを自治制度ということになった。自治という言葉は、デモクラシーと密接な関係があると思う。最近自治が弱くなったという意見があるが、新型コロナの関係で首長の方々とお話する中で、これまで地方分権、地方分権と頑張ってきたが、今はワクチンを打てとか、給付金を配れとか、まるで国の下請け機関となって地方分権が無くなってしまったと思える。こうした中で、自治体のマネジメントや政策能力がないと市民が困ることになる。そういった意味で、自治体、首長、議員の皆さんが、地域一丸となって公共の能力(自治力)を高めていくことが現代社会に必要である。

⑦ パネルディスカッション 自治力を高めるには 愛知大学地域政策学部教授 後 房雄氏

私が自治体に本格的に関わり始めたのは、2000年代に入って、東海地方の東海市の市長と縁があって自治体と関わらせていただいた。NPOセンターとして、東海市の総合計画策定の事務を委託されて、事務局的な立場で関わらせてもらい、これが良い経験だった。実際に職員さんからも、審議会委員として付き合うが、業者として付き合うことより違った側面を感じた。こうした中で、現在は地方自治における政治の復権として政治が希薄、欠如していると言われていているが、本日の自治力というテーマにおいても、政治の復権が鍵になると思う。

そこで問題提起をさせてもらおうと穂坂理事長に名古屋へ来てもらって講演をしていただいたが、その言葉として「地方自治というけれども自治体は、生徒会に毛が生えたものだ」。それを必要以上に難しくしている。つまり中学生、高校生でも自治会を運営しているから、その思いで自治体を運営されたらという趣旨であり、突破口は首長のリーダーシップであると思う。

⑦ パネルディスカッション 自治力を高めるには 東京都立大学人文社会学部教授 宮台真司氏

現在の日本の経済指標は最悪である。GDPの経済成長率でいうとOECDで最低。国連加盟国193カ国で下から5番目である。1人当たりのGDPは2018年に韓国に抜かれている。さらに、最低賃金は昨年から今年にかけて韓国に抜かれています。

もともと民主主義とは何か。これらはルソーの考え方で、フランス革命の少し前の1768年社会契約論という本を書きますが、多くの方に理解されていない。結論から言うと民主主義は、ボリュームに限界がある。これは彼が生まれ育ったジュネーブに関係がある。ルソーは大規模な民主制を代理性という仕組みで完結するジョン・ロックをほぼ100%批判することになる。

この発想が、共同体自治主義に繋がっていくことになる。ルソーは、皆を幸福にするための知識です。人々が皆を幸せにする知識を持って貢献しているか。これらの人々にどう気づかせるかの仕組みを作ることを目的としている。

・隅田川かわまちづくり事業視察 東京都建設局河川部低地対策専門課長 加賀屋博文氏

隅田川は、東京都が管理する1級河川であり、管理者である東京都建設局加賀屋課長から両国国技館に隣接する両国リバーセンター「かわてらす」で説明を受ける。この施設は、両国リバーセンター整備事業により、PPPを活用した複合施設(ホテル、レストラン、水上バス待合所、子育て支援施設)やスーパー堤防、防災船着場が整備された。この事業では、スーパー堤防上の河川区域を、レストランのオープンテラスとして利用することで、隅田川の水辺の賑わいを創出し、地域の活性化につなげている。

都では、高潮や大地震による水害から、東部低地帯を守るために隅田川においてもスーパー堤防の整備を進めている。河川に隣接する河川保全区域にある建物を建て替えするときに、開発者の協力を得て、開発と一体的に整備していくもので、河川区域(堤防)を拡大して嵩上げし、河川保全区域も最大50mにわたって盛土していくため、とても長い年月と開発者の理解が必要であり、現在隅田川で延長の約3割が完成しており、安全性が向上し、うるおいのある水辺空間が創出されています。

公益財団法人 東京都公園協会の東京水辺ラインに乗船して、「水辺のゆとりと潤いを活かした東京の顔づくり」の取り組みについて船上で説明を受ける。○居心地が良く歩きたくなる水辺空間の創出。・隅田川全域で水辺のウォークブルネットワークを創出する。○まちづくりと連携した河川整備の推進。・まちづくりの機会等を捉えた官民連携による水辺の拠点整備を推進する。○恒常的な利活用の仕組み。・多様な利活用を生む、持続可能な水辺のマネジメントの仕組みを構築する。○新たな自供展開と連携。・隅田川上流域や他河川等での可能性を模索し、新たな水辺の利活用へと広げていく。

東京水辺ラインを浅草・二天門で下船して、隅田公園のオープンカフェを視察。隅田川の水辺とその周辺地域に恒常的な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的として、東京スカイツリーを望む絶好のビューポイントである台東区立隅田公園内の河川区域に水辺空間を活用したオープンカフェが2店出店している。都は占用料を徴収するとともに、地域の自治会には、売り上げの5%を納めているとのこと。

隅田公園を下流側にしばらく歩くと、東武鉄道の鉄橋を活用した歩道橋・すみだリバーウォークがある。東京を代表する二大観光拠点の浅草と東京スカイツリー間の水辺空間の魅力向上や動線の強化により地域の活性化を目的に、河川敷地を活用して新たに歩道橋を整備したもので、特例占用を活用した日本初の歩道橋である。

すみだリバーウォークの歩道橋を渡り終わると、そこには北十間川プロムナード(東京ミズマチ)がある。河川の耐震護岸整備や鉄道高架下の開発計画に合わせて、墨田区は親水テラス、防災船着場、隅田公園、コミュニティ道路の整備などを実施。また、新たに生まれ変わる水辺・公園・道路・鉄道高架下の一体的空間の賑わい創出に向けて、北十間川に都市・地域再生等利用区域を指定した。鉄道高架下(一部河川敷地を占用)では、東武鉄道(株)による鉄道高架下複合商業施設(東京ミズマチ)が営業されている。

隅田川では、スーパー堤防、河川テラス、隅田公園、オープンカフェ、すみだリバーウォーク、北十間川プロムナード(東京ミズマチ)、舟運事業など。より多くの人々が河川で集い、賑わいが創出されるように、イベントの開催等により地域の活性化が図られている。

・こども家庭庁勉強会 内閣府大臣政務官 自見はなこ

桑名市議会の皆さま、こども家庭庁によろこそ。こども家庭庁の領域はいろいろあるが、保育園の整備、いじめ、不登校、自殺、更には乳児検診、地域間格差是正など沢山あるが、党内の中でも山本佐知子議員が率先して、この自民党の圧がある会議の中でも一生懸命発言してくださっていることが私にも伝わって来ており、誇らしいと思っている。

今日は、皆様から事前にいただいた要望の中から、こどもまんなかこども家庭庁には、3つの姿勢があって・こどもたちや子育ての当事者を大事にする。・NPOなどの地域で活動している市民グループの皆さんを大事にする。・地方自治体を大事にしている。こども家庭庁は、はじめで、国と地方の協議の場をこども家庭庁で持たせてもらった。こども家庭庁は、桑名の皆さんとか地方からの勉強会を大切にさせていただいているのが、長官官房総務課企画官の岩崎さんである。今日の勉強会は物凄く充実した内容となっているので、桑名市議会の中で、市長や市役所の財政やこども担当の行政の方々にこういうのが大事という事で後押ししていただきたいと思う。今日はこのサンドイッチ作戦の作戦会議だと思っているので、実り多き勉強会となることを祈っている。

・こども家庭庁勉強会 こども家庭庁長官官房総務課 岩崎林太郎氏他

○こども家庭庁の必要性・目指すもの

こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に協力かつ専一に取り組む独立した教育機関として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の養護を任務とするこども家庭庁の創設である。内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指しており、こどもにとって必要不可欠な教育は、文部科学省のもとで充実させ、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携していくものである。

○強い司令塔機能

総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画、立案、総合調整(内閣補助事務)各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化するとともに、総理を長とする閣僚会議を一体的に運営し、大綱を一体的に作成し推進するものである。

○こども基本法の概要(地方公共団体関係分)

こども基本法は、こどもに関する様々な取り組みを講ずるにあたっての共通基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である。なお、同法においては、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある。

○令和5年度の当初予算

一般会計 14,657 億円であり、特別会計 33,447 億円、合計 48,104 億円である。

○こども・子育て政策の基本理念

・若い世代の所得を増やす。・社会全体の構造・意識を変える。・全ての子育て世帯を切れ目なく支援することである。

○こども・子育て支援加速化プラン

(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

- ・児童手当の拡充～全てのこどもの育ちを支える制度へ～ 所得制限撤廃、高校生まで支給、多子世帯の給付額アップ。
- ・授業料後払い制度の導入。修士からの導入と更なる拡充の検討
- ・こども医療費助成に係る国保減額調整の廃止。～より良いこども医療の実現～
- ・出産費用の見える化と保険適用を含めた在り方の検討。
- ・子育て世帯に対する住宅支援の強化。～子育てにやさしい住まいの拡充～

(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充

- ・幼児教育・保育の質の向上。～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～
- ・こども誰でも通園制度(仮称)の創設。

～就労要件を問わず、全ての子育て家庭が保育所を利用できるように～

- ・病児保育、学童、社会的養護、ヤングケアラー、障害児、医療的ケア一児、ひとり親家庭などの支援体制強化

(3) 共働き・共育ての推進

- ・男性育休が当たり前になる社会へ。～引き上げ目標(2025年に公務員85%、民間50%)～
- ・男女で育休を取得した場合、一定期間、育休給付を手取り100%に
- ・周囲の社員への応援手当など男性育休を支える体制整備を行う中小企業への支援大幅強化
- ・こどもが2歳未満の機関に、時短勤務を選択した場合の給付の創設。
- ・自営業、フリーランスの方々の育児期間の保険料免除制度の創設。

5. 所 感

第15回日本自治創造学会研究大会に参加して、デジタル化が進めば進むほど、地域が抱えるリアルな課題を克服するという明確な意図が必要であり、デジタル化のスピードに対応するためには、全体の構想と俯瞰的志向が求められる。地域の資源や独自性をじっくり検討し、中長期的視点から地域のビジネスや人材を育てることに力点を置くことこそが必要ではないかと思う。これから地方がどのように自立をしていくか。その中心となるのは、我々地方議会の議員である。議員が地方の核となって人口減少、少子高齢化の加速、この日本の厳しい現状の中で、どう地方を自立させていけるか。どう地方の個性を出していけるかが肝要となる。

今回の講演で、岡山県奈義町の地域を挙げた子育て支援によって2019年の合計特殊出生率が全国平均(1.36)を大きく上回る2.95に達して「奇跡のまち」とも称されている。桑名市においても「中部地方で子育てするなら桑名が一番」となるように、しっかり議員活動したい。

隅田川かわまちづくり事業の視察では、東京都建設局河川部のこれまでの10年の事業展開、これから10年の事業展開、未来の東京へ隅田川をロールモデルとした東京全体への展開しっかりと出来ていることが素晴らしく感じた。

令和5年4月1日に発足した「こどもまんなかこども家庭庁」では、訪問日の早朝のニュースで、新しい児童手当制度の内容があたかも決まったように報道されるなど、こども家庭庁職員さんの大変さを感じるとともに、厚生労働省の子育て応援交付金事業の全国事例集に桑名市モデルが紹介されていた。今回の研究大会及び視察・勉強会は大変有意義であった。

令和5年5月31日

【行政視察報告書】

会派 絆 森下幸泰

① 自治創造学会

- ・ 視察先：第15回 2023年度日本自治創造学会 研究大会
- ・ 日時：2023年5月24日 13:00～17:30
25日 10:00～14:35
- ・ テーマ：DX時代の地方創生 ～“自治力”を高める～
- ・ 講演：DX時代の日本の原動力を考える（益 一哉（東京工業大学学長））

<概要>

本講演では、大学の挑戦、最近の取り組み、そしてDXを超越するための志についての議論が展開されました。

東京工業大学は創立以来、「実践主義」をモットーとしており、社会貢献を目指して新しい技術や知識の追求に努めてきました。また、大学は現在も気候変動やエネルギー問題などのグローバルな課題への対応を進めています。

近年では、女性の活躍推進や多様性の尊重にも力を注ぎ、女性限定の教員公募や学士課程入試の女子枠導入などの施策を打ち出しています

。DX（デジタルトランスフォーメーション）についても話題になり、大学はデジタル技術を活用して新たな価値を創造するためには、「志」が必要だとの考えが示されました。

<所感>

学長からのメッセージは、現代社会の問題に対する東京工業大学の果敢な挑戦と深い洞察を浮き彫りにし、女性の活躍推進と多様性の尊重は、STEM領域におけるジェンダー格差を是正するための重要なステップと感じました。

DXに関する言及は大学の先見性と革新性を示し、テクノロジーの活用だけでなく、「志」を中心に置くことの重要性が強調されました。

これは新たな価値創造に不可欠な視点であり、多くの示唆を与えて頂きました。

学長が引き合いに出した東京工業大学の深い歴史、理念、そして現代の社会的課題への取り組みは、他の教育機関にとっても価値あるインスピレーションとなります。また、

大学の未来に向けた戦略は、社会全体が直面する課題に対する対話を呼び起こします。セミナーは、東京工業大学が教育機関としての役割だけでなく、社会全体に対する貢献も目指すべきであるという立場を示しており、これらの挑戦から学びを得て社会全体の進歩に対して働きかけることが重要であると認識しました。

・事例発表：

- ① 新たな議会の挑戦～議員政策条例の推進～（埼玉県議会議員・元議長 田村琢実）
- ② 埼玉県議会へ問う“地方議会のあり方”（日本自治創造学会理事長 穂坂邦夫）

<概要>

・埼玉県議会における議員政策条例

埼玉県議会は、全国でも類を見ることのできない多くの政策条例を設置しており、その動機や予算化に関する対応などが議論されました。また、与党・野党の立場によって政策条例の提案が変化する可能性も指摘されました。

・全国の地方議会に対して

全国の地方議会は、政策条例の提案などに積極的ではないという問題点があります。その原因や解決策についても議論されました。

・自治体における現行の二元代表制

現行の二元代表制については、日本の地方議会が他国と比較して権限が低いことや、運営経費が膨大であることなどが問題視されました。改善策として、議会と首長が同等の権限を持つ制度改革や多様な自治制度を選択できる地方制度への移行が提案されました。

<所感>

このディスカッションは、地方自治体における重要なテーマについて深く掘り下げたものでした。特に、埼玉県議会が設置した政策条例や全国の地方議会に対する提案などは、桑名市議会にとっても参考になるものであり、今後も議員間討議の活発化に取り組んでいきたいと思えます。また、現行の二元代表制についても問題点が指摘されており、今後どのようにしていくべきか、引き続き研究してまいります。

・その他 先進地事例発表などを踏まえた全体の所感

今回の学会では、地域の特性や文化に基づいたアプローチの重要性が強調されました。個々の地域のニーズに応えるために、汎用的な解決策ではなく、地域ごとの柔軟なアプローチが求められることが明確になりました。また、参加型のプロジェクトやコミュニティ主導の取り組みが成功事例として発表されました。

学会ではさまざまな専門家や実践者からのプレゼンテーションやワークショップが

行われ、自治創造の理論や具体的な手法について深く学ぶことができました。特に、地域の意見や利害関係者の参加を促進する手法やツールについての情報提供もあり、民主的な意思決定の実現に向けたアイデアを得ることができました。

学会を通じて得た知見や手法を、桑名市の課題解決や持続可能な発展に活かしていきたいと思えます。今回の学会で学んだ知識や手法を市政に反映させ、地域の発展と住民の声を反映した政策の実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

② 東京都の水辺の賑わい創出事業について

- ・視察先：両国リバーセンター・すみだリバーウォーク・東京ミズマチ等
- ・日時：2023年5月26日 9:30～11:45
- ・対応部署：東京都建設局河川部
- ・所感：

施設が環境保全と経済発展をどのようにバランスさせているかを見て、再認識しました。すみだリバーウォークや東京ミズマチでは、水辺に人々が集まり、商業活動が行われる一方で、緑豊かな風景と自然の美しさを保ち続けています。このような持続可能な開発は、私たち桑名市でも参考になると思えます。

また、水辺の賑わい創出事業における地元の文化と歴史の尊重が見受けられました。両国リバーセンターなどは、地域の歴史と文化を活用し、それを観光資源としているところが印象的でした。桑名市にも豊かな文化と歴史がありますので、これを活かした水辺の開発を考えることが重要だと感じました。

今回これらの事業・施設を視察し、これらの事業が桑名市に対して多くの学びを提供してくれると感じました。私たちは、自然と都市生活、経済的発展と環境保全、そして地元の文化と歴史の尊重をバランスさせる方法を見つける必要があります。東京のこれらの地域から得た知識と経験を活用し、桑名市の水辺の賑わい創出事業の参考にしていきたいと感じました。

③ こども家庭庁の設置目的と今後の取組について

- ・視察先：こども家庭庁
- ・日時：2023年5月26日 14:00～15:30
- ・対応者：

内閣府大臣政務官・参議院議員	自見はなこ
こども家庭庁官房総務課	岩崎企画官
こども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理官	山本補佐
国土交通省住宅局住宅企画官	住谷住宅産業適正化調整官
厚生労働省保険局保険課企画法令第一係	加藤係長
こども家庭庁成育局保育政策課	
厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立化法法規係	橋本係長
厚生労働省職業安定局雇用保険課法規係	水島係長
こども家庭庁成育局成育環境課相談支援係	野中係長

・概要：

事前に当方より以下のような質問を提出し、それに答える形で設置目的・今後の取組等について説明していただきました。

1. こども家庭庁の設置目的は何ですか？
2. 少子化対策加速化プランの拡充について、具体的にどのような経済支援が行われるのでしょうか？
3. こども家庭庁の取組みについて、自治体との連携はどのように進められているのでしょうか？

・説明内容：

<設置の背景>

日本では、少子高齢化が進んでおり、子育て支援や教育などの問題が深刻化しています。そこで、政府はこども家庭庁を設置し、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とする独立した行政組織として活動しています。

<設置目的>

こども家庭庁は、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として設置されました。内部組織は司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指しています。また、総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)を行い、各省

大臣に対する勧告権等を有する大臣が必置化されています。

<取り組み>

こども家庭庁は、こどもの視点に立った政策の企画立案・総合調整や、必要な支援を必要の人に届けるための情報発信や広報等を行っています。また、データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善も行っており、具体的には以下のような取り組みがあります。

1. 子育て支援加速化プラン

こども家庭庁は、今後3年間でこども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革を目指し、「国民運動」をスタートさせます。また、国立博物館など国の施設で、子連れの方が窓口で並ぶことがない「こどもファスト・トラック」を導入するなど、子育て支援に取り組んでいます。

2. 教育分野での取り組み

こども家庭庁は、教育分野でも積極的に取り組んでいます。具体的には、文部科学省と密接に連携し、教育課程や免許制度などを充実させることで、こどもの教育環境を整備しています。

3. 地方自治体との連携

こども家庭庁は、地方自治体との連携も重視しています。具体的には、地方自治体が行う子育て支援事業に対して補助金を交付するなど、地域に合わせた支援策を展開しています。

また、こども家庭庁は、地方自治体のこども政策担当部局との連携を強化することで、より効果的な支援を実現することを目指しています。さらに、地方自治体の先進的な取り組みを共有し、横展開を進めることで、基本となるこども政策の理念や方向性を明確に打ち出すことが求められています。

以上のように、こども家庭庁は、子育て支援や教育分野で積極的に取り組むとともに、地方自治体との連携を強化することで、より効果的な支援策を実現していきます。

具体的には、こどもや子育て当事者、現場（地方自治体、支援を行う民間団体等）の意見を政策立案に反映する仕組みの導入や、性的被害の防止やデジタル基盤整備など、新たに行う・強化する事務を進めています。また、地方自治体との双方向の情報発信と共有、人事の交流、定期的な協議の場等も実現することで、連携協働の基盤を構築しています。

こども家庭庁は、こどもや子育てに関する様々な情報を提供することも重要な役割の一つとして位置づけています。具体的には、子育て支援情報の提供や、子どもの健やかな成長を促すための啓発活動、さらには子どもたちが安心して過ごせる社会づくりに向け

た取り組みなどを行っています。

また、こども家庭庁は、児童虐待防止対策の強化や、こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援、障害児支援などにも力を入れています。さらに、いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進するなど、幅広い分野で取り組みを進めています。

こども家庭庁は、こどもや子育てに関する政策の立案・推進だけでなく、実際に現場で支援を行う民間団体や地方自治体との連携強化にも力を入れています。具体的には、地方自治体との双方向の情報発信と共有、人事の交流、定期的な協議の場等を実現することで、連携協働の基盤を構築しています。

さらに、こども家庭庁は、子育て支援に関する情報の提供や啓発活動を行うことで、子育てに悩む親や子どもたちが安心して過ごせる社会づくりに向けた取り組みも進めています。また、児童虐待防止対策の強化や、こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援、障害児支援などにも力を入れています。こうした取り組みを通じて、子どもたちが健やかに成長し、豊かな人生を送ることができるよう支援しています。

最後に、こども家庭庁は、子どもたちが自分らしく生きる力を育むための教育環境の整備にも取り組んでいます。具体的には、学校教育や学童保育、放課後等デイサービスなどの充実を図ることで、子どもたちが自己実現を目指すことができるよう支援しています。また、地域社会全体で子育てを支える仕組みづくりにも力を入れており、地域住民や企業などと協力して子育て支援に取り組んでいます。

各説明員より、以上のような説明をしていただきました。

・所感：

今回こども家庭庁の設立とその役割、そして取り組みについて聞かせていただき、大いに期待と同時に責任の大きさを感じております。

少子高齢化が進行し、子育て支援や教育等の問題が深刻化する中、こどもと家庭の福祉を増進し、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁の存在は、我が国の未来を担う子どもたちのために非常に重要なものであると考えております。

特に、桑名市として注目しているのが、地方自治体との連携強化です。桑名市自体も地域の子育て支援に力を入れています。こども家庭庁が補助金を通じて具体的な支援を行うことで、より質の高いサービスを提供できるようになることを期待しております。

さらに、人事の交流や定期的な協議の場の設置を通じて、地方自治体の意見やニーズが

こども家庭庁に直接反映され、政策立案に生かされることは大変意義深いと感じております。これにより、一方通行的な行政サービスではなく、地方自治体と行政との間で協働することで、より地域に適した支援策が生まれ、その結果、子育て環境の向上につながると考えています。

ただし、一方で、新たな行政組織の設置には多額の予算が必要となります。こども家庭庁が掲げる様々な取り組みが具体的な成果を上げ、その効果がしっかりと市民に伝わることを求められます。この点については、市議会議員としてしっかりと監視し、評価していく責任があると感じております。

また、我々地方自治体としても、こども家庭庁と協力し、地元での子育て環境の改善に取り組むべく、自らの役割を全うしなければなりません。具体的な取り組みとしては、教育環境の整備や子育て支援に対する情報提供、児童虐待防止対策の強化などが挙げられます。

結論として、こども家庭庁の設立とその取り組みには大いに期待しています。同時に、桑名市としても、こどもや家庭の幸せを追求し、地方自治体としての役割を果たすべく、引き続き子育てや教育環境の改善に努めていきます。そして、こども家庭庁との連携を通じて、子育て世代の市民が安心して子育てに取り組める環境を整備していきたいと思っております。

以上

第15回日本自治創造学会研究大会及び視察報告書

会派 絆 南澤幸美

開催日 5月25日及び5月26日

開催場所 明治大学アカデミーホール

テーマ DX時代の地方創生 ～“自治力”を高める

1日目 5月25日

講演 地域の活性化と組織の自立・連携

講演者 渡部 晶（財務省大臣官房政策立案総括審議官）

まちづくりとは「まち」コミュニティ、「つくり」住民参加を強調するニュアンスである。スポーツとは心身の健全な発達、健康及び体力の保持推進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動である。スポーツ・健康まちづくりについて、誰でも日常的に出歩き、体を動かし、スポーツができる環境整備、スポーツを通じた地域の稼ぐ力の向上、交流人口の拡大である。

エクセレントNPOのエッセンスとは、「市民性」市民の参加の機会を開き、NPOが取り組む問題を共有していること、「社会変革性」自らの使命のもとで社会的な課題の解決に向けて成果を出していること、「組織安定性」一個の責任ある活動主体としてガバナンスが機能し、経営がある程度安定し、活動の継

続と刷新を支えていること、

まとめ、人口減少社会は目の前。人口減少を直視し、「戦略的に縮む」という成長モデルを目指す。成長のエンジンとしては、アジアの成長力を取り組む努力を継続。スポーツによるまちづくりを本格始動へ。SAGSなども踏まえた対応。「老いる日本」の「古都」路線。観光業の死活的重要性。リスクマネーの蓄積の重要性。

講演 出生率 2.95 人口維持のまちづくり～町全体での子育て～

講演者 奥 正親（岡山県奈義町長）

奈義町は中国山地のど真ん中で過疎の町で平成 14 年 12 月に合併住民投票で「単独町制」を決定。人口 5,702 人、特色は自衛隊の駐屯地がある。

子育て支援として、保育料が国基準の半額でさらに第 2 子はその半額、第 3 子以降は無料。小中学校の給食費半額を町で負担及び教材費無料。高校生までの医療費無料。大学生に町独自の奨学金、卒業後の町への定住で全額返済免除。特定不妊治療を受けた方に県の助成を引いた額の 1/2 以内で年額 20 万円を助成。在宅育児をする保護者に毎月 15,000 円の支給金。高校生への就学支援として年額 240,000 円の支給金。中学 3 年生までの子供を育てるひとり親に年額 5 万 4 千円第 2 子以降は 1 人 2 万 7 千円加算。おたふくかぜやインフルエンザなどの予防接種も助成。その他少子化対策として、しごとコンビニ事業、

住む場所の提供として賃貸住宅の整備、分譲住宅の整備、多世代共生型ナギフトカードの発行など、町民の気持ちに寄り添った経済支援により、少子化対策を行って出生率向上につなげている。

まとめ、それぞれの対策事業については、予算が伴うものであり、自衛隊駐屯地の国からの助成金があることで財源確保されていると思います。

パネルディスカッション

=自治力を高めるには！=

パネリスト

牛山 久仁彦（明治大学政治経済学部教授）

後 房雄（愛知大学地域政策学部教授）

宮台 真司（東京都立大学人文社会学部教授）

コーディネーター

西出 順郎（明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授）

各パネリストの教授方の持論はお聞きしましたが、あまり参考にはなりませんでした。

2日目5月26日

東京都建設部 =かわまちづくり事業視察=

対応者 加賀屋 博文（東京都 建設局 河川部低地対策専門課長）

仙石 匡克（東京都 建設部 河川部計画課河川利用促進担当）

視察内容

“両国リバーセンターかわてらす”

概要、両国リバーセンター整備事業は PPP を活用した複合施設（ホテル、レストラン、水上バス待合所、子育て支援施設）やスーパー堤防、防災船着場が整備された。このうち、隅田川のスーパー堤防上の河川区域をレストランのオープンテラスとして利用することで隅田川の水辺の賑わいを創出し、地域活性化が図られている。

“隅田公園オープンカフェ”

概要、隅田川の水辺とその周辺地域に恒常的な賑わいを創出し、東京スカイツリーを望む絶好のビューポイントである隅田公園内の河川区域に、水辺空間を活用したオープンカフェを出店している。

“すみだリバーウォーク”

東京を代表する二大観光拠点の浅草と東京スカイツリー間の水辺空間の魅力向上や動線の強化により地域の活性化を目的に、河川敷地を活用して新たに歩道橋を整備した。特例占用を活用した日本初の歩道橋である。

東武鉄道（株）が運営する鉄道高架下に歩道橋をつくり、東京スカイツリー

と浅草間に新たな賑わいが生まれ、回遊性が向上した。

“北外間川プロムナード（東京ミズマチ）

河川の耐震護岸整備や鉄道高架下の開発計画に合わせて、黒田区は親水テラス、防災船着場、隅田公園、コミュニティ道路の整備。新たな水辺の風景が生まれ、来街者や近隣住民の散策等で利用されている。新スポットとして多くのメディア等に取り上げられている。

こども家庭庁 “こども家庭庁の取り組みについて”

対応者 自見はなこ（こども家庭庁 大臣政務官）

岩崎 林太郎（長官官房総務課 企画官）

こども家庭庁の必要性、目指すものについて、こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、子どもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携していく。総理直属の機関として、一元的に企画・立案・総合調整。強い指令塔機能である。

「成育部門」

*妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等

*就学前の全てのこどもの育ちの保証（幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定）

*相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり

*こどもの安全

「支援部門」

*様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援。

*児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援。

*こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援。

*障害児支援。

*いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進。

各府省から移管される事務について、

○内閣府から子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務。

○子ども・子育て本部が所掌する事務。

文部科学省から移管される事務について

○災害共済給付に関する事務

厚生労働省から移管される事務について

○子ども家庭局が所掌する事務（婦人保護事業を除く）

○障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務について

○性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備
等

こども政策の推進は、国と地方自治体が車の両輪となり、現状と課題を共有し、それぞれの役割を十全に果たしていくことが必要であると思います。

地方自治体の皆さんの意見を伺い、対話を重ねながら、双方の情報発信と共有、人事の交流、地域的な協議を設け具体的に検討していく必要がある。

以上

調査研究・研修活動実績報告書

会派：絆 柴田理恵

日程：2023年5月24日（水）～5月26日（金）

研修先・テーマ：①第15回 日本自治創造学会 研究大会（5月24日、25日）

DX時代の地方創生～“自治力”を高める～

②東京都建設局 かわまちづくり事業視察（5月26日）

③子ども家庭庁勉強会（5月26日）

場所：①明治大学アカデミーホール

②両国リバーセンター

③子ども家庭庁

①第15回 日本自治創造学会 研究大会

DX時代の地方創生～“自治力”を高める～

●事例発表

新たな議会の挑戦～議員政策条例の推進～

田村 琢実（埼玉県議会議員・元議長）

1. 埼玉県議会における議員政策条例

→一部改正を含め41議決あり（平成14年12.20より令和5年3.17）

2. 政策条例の主な制定過程

3. 制定した主な議員政策条例が10条例あり

例1.) 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例（H22.12.22制定）

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例の一部を改正する条例（H29.3.27）

例2.) 埼玉県虐待禁止条例（H29.7.7）

例3.) 埼玉県ケアラー支援条例（R2.3.27）等

4. 政策立案のキーワード

◎自分で考え積極的に行動！ ===行政（執行部）の言いなりにならない===

◎Social Inclusion（社会的包摂） ===一人一人の困りごとに寄り添い・解決===

5. 議員政策条例のポイントと課題

◎議員の意識変革（執行部頼りの是正・能動的議会へ）

例：一般質問等における条例制定を求める質問

◎議員の情報収集能力・政策立案能力の向上等

例：課題を見つける視点・ディベート力の強化

◎具体的な施策施行のための条例づくり

例：理念条例にならない条例づくり

◎県内関係団体との意見聴取等による調整力

例：規制強化の条例の場合における関係団体との調整

◎議会事務局（政策調査担当）の強化の必要性

例：条例起こしや関係法令等における法務担当の人員確保

◎検察審査における手続きの明確化と強化

例：審査担当者不足と手続きの明確化 (あくまで私見)

[感想]

議員から提案をして、条例をつくれることをまず知った。条例制定に向けては、関係団体との調整も必要であるし、何より理念条例にならないことが大変重要であると感じる。意味のある市民に寄り添った条例を桑名でもつくっていきたいと思う。

●講演

出生率 2.95 人口維持のまちづくり～町全体での子育て～

奥 正規 (岡山県奈義町長)

中国山地のど真ん中 過疎の町

【奈義町の概要】

■昭和 30 年 2 月：3 村合併により「奈義町」が誕生

■平成 14 年 12 月：合併の意思を問う住民投票を行い「単独町制」を決定

※投票率約 75% (内 約 70%が合併しないを選択)

■人口：5,702 人 (2023.4.1 現在)

■世帯数：2,498 世帯 (2023.4.1 現在)

【地形/文化/芸術】

地形：国定公園那岐山、那岐山麓山の駅

文化：横仙歌舞伎

芸術：奈義町現代美術館

【子育て応援宣言の結果】

高い合計特殊出生率の達成

→若者定住施策、就労対策、独自の子育て支援策 を積極的に進めてきた結果・・・

令和元年：合計特殊出生率「2.95」を記録

奈義町の存続のため「人口減少」は最大の課題

課題：人口減少・少子高齢化

人口：5,578人 高齢者率：35.5% (2020年)

↓
対策：定住促進のための

- ・子育て支援施策（産み育てる環境）
- ・住宅施策（住む環境）
- ・魅力ある教育
- ・就労の場の確保施策（働く環境）

対策が必要

↓
目標：現在の人口を維持すること 人口：2,809人→変える 高齢者率：43.5%→変える(2020年)

【子育て応援宣言の発表】

平成24年4月1日

奈義町子育て応援宣言を発表

町民へ行政が約束をする、宣言することで町民へ『安心感』と『心強さ』を

【少子化対策は子育て世代だけの問題ではない だからこそ、課題を住民と一緒に考える】

少子化対策は最大の高齢者福祉

【経済的支援の主な例】

町民の気持ちに寄り添った経済支援

保育料が国基準の約半分（さらに第2子はその半額、第3子以降は無料）

小中学校の給食費の半額を町で負担

小中学校の教育 教材費無料

高校生までの医療費無料

特定不妊治療を受けた方に県の助成を引いた額の1/2以内で年額20万円を助成

高校生への就学支援として年額240,000円の支援金 等他にも実施

【なぎチャイルドホーム】

子育て世代が気軽に通える施設として開放している。常駐する「子育てアドバイザー」に育児に関する相談にのってもらったり、子どもの社会的経験の場となるような活動を行ったりしている。

町民同士で支え合う子育てサポート制度

- ・ちょっとだけ子どもを預けたい時の一時保育「すまいる」
- ・週4で通え、親同士で協力する保育活動「自主保育たけの子」
- ・各種イベントや座談会も！

【しごとコンビニ事業】

子育てしながらでも、就労できる仕組みや環境を整備する。

シニア世代など、“時間に余裕のある人”“社会の役に立ちたいと考える人”らが、少しでも働くことができるようにする。

実施主体：一般社団法人しごとえん（町民主体で法人化）

【賃貸住宅の整備】

住む場所の提供：賃貸住宅（満室）

賃貸住宅不足を解消するため、町で「民間賃貸住宅の建設」を助成。

【分譲住宅の整備】

住む場所の提供：分譲地整備

分譲宅地不足を解消するため、町で「民間分譲宅地の整備」を助成。

高い合計特殊出生率の鍵は「安心感」

住むところがあって安心

働くことができ安心

子育ての負担が軽くなって安心

子育ての悩みや喜びが共有できて安心

町のみんが子育てを応援してくれて安心

【感想】

人口 5,702 人の小さな町が、子育てをしやすい町にすることで、出生率を上げることができた素晴らしい町であると思う。町民の気持ちに寄り添った経済支援や精神面等心に寄り添った「なぎチャイルドホーム」、また住宅支援など、多方面から子育てを支援している。目線は常に町民であること、しっかり覚えておきたい。

【日本自治創造学会 研究大会を終えて】

多くの先進事例を一時に聴くことができ大変身になる大会であった。それぞれの特長的な他市町の首長の話聴けたり、県議からは議会から条例することができることを知ることができたり、大変学びが多かった。知識として蓄えて、今後の活動に活かしていきたい。

②東京都建設局 かわまちづくり事業視察

【スーパー堤防整理事業】

スーパー堤防とは～スーパー堤防は高潮や大地震に対して安全なだけでなく、水辺環境を向上させる～

東京都では、高潮や大地震による水害から東部低地帯を守るため、昭和 60 年から、東部低地帯を流れる主要 5 河川（隅田川、中川、旧江戸川、新中川、綾瀬川）において、スーパー堤防の整備を進めている。スーパー堤防は、開発者の協力を得て、開発と一体的に整備することが特徴です（国の高規格堤防とは制度が異なる）。

コンクリートの防潮堤に変わり、盛土により構成された幅の広いスーパー堤防を整備することにより、地震への安全性が向上し、うるおいのある水辺空間が創出される（現在、隅田川で延長の約 3 割が完成）。

【両国リバーセンター かわてらす】

両国リバーセンター整備事業により、PPPを活用した複合施設(ホテル、レストラン、水上バス待合所、子育て支援施設)やスーパー堤防、防災船着場が整備された。このうち、隅田川のスーパー堤防上の河川区域を、レストランのオープンテラスとして利用することで、隅田川の水辺の賑わいを創出し、地域活性化につなげる。

【隅田公園オープンカフェ】

隅田川の水辺とその周辺地域に恒常的な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的として、東京スカイツリーを臨む絶好のビューポイントである台東区立隅田公園内の河川区域に、水辺空間を活用したオープンカフェを出店する。

タリーズコーヒー、Café W.E(松竹株式会社)

【すみだリバーウォーク】

東京を代表する二大観光拠点の浅草と東京スカイツリー間の水辺空間の魅力向上や動線の強化により地域の活性化を目的に、河川敷地を活用して新たに歩道橋を整備したものである。特例占用を活用した日本初の歩道橋である。

【東京ミズマチ(北十間川プロムナード)】

河川の耐震御岸整備や鉄道高架下の開発計画に合わせて、墨田区は親水テラス、防災船着場、隅田公園、コミュニティ道路の整備などを実施。また、新たに生まれ変わる水辺・公園・道路・鉄道高架下の一体的空間の賑わい創出に向けて、北十間川に都市・地域再生等利用区域を指定した。鉄道高架下(一部河川敷地を占用)では、東部鉄道(株)による鉄道高架下複合商業施設「東京ミズマチ」が営業されている。

【感想】

川沿いを上手に活用したまちづくりができています。水上バスの乗降所が、防災船着場でもあり、災害が起きた際にも利用されるようだ。川沿いに散策できるまちづくりができていて、大変賑わっている。桑名にも、このように散策できる賑わいのあるまちをつくっていきたいと考える。

③子ども家庭庁勉強会

【こども家庭庁の概要】

施行期日：令和5年4月1日

==こども家庭庁の必要性、目指すもの==

・こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設

・内部組織は、司令塔部門、生育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す

・こどもにとっては必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

==強い司令塔機能==

・総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整（内閣補助事務）

・各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化

・総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

【こども家庭庁組織体制の概要】

主な組織構成

長官官房・・・こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整

成育局・・・妊娠・出産の支援、母子保健、認定こども園教育保育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定等

支援局・・・困難を抱えるこどもや家庭へ切れ目ない包括的支援、児童虐待防止対策の強化、いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進等

【こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）】

第5条 地方公共団体の責務

第10条 都道府県こども計画、市長村こども計画の策定（努力義務）

第11条 こども等の意見の反映 ～地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとする～

【厚生労働省 出産・子育て応援交付金事業の事例集】

「出産・子育て応援交付金」は、令和4年10月末の総合経済対策の閣議決定により、政府の主要な新規施策として創設した事業である。以来、妊娠期から出産・子育てまで身近な伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施による支援を、全ての妊婦・子育て家庭に早期に届けるべく、準備を進めてきた。令和5年1月以降に事業を開始した市町村の中には、これまでの独自の取組を活かしながら、出産・子育て応援交付金事業と組み合わせ、様々な創意工夫をこらした取組が始まっている。

例1.) 栃木県さくら市

全ての妊産婦の状況を定期的かつきめ細かく把握する観点から、妊娠34週頃は希望者等のみでなく全妊婦への電話相談、出産後は産後2週間頃の全産婦への電話相談を実施し、接触機会を増加

例2.) 福岡県北九州市

アンケート回答、面談予約や情報発信に母子手帳アプリ「母子モ」を活用。出産・子育て応援ギフトの独自の電子申請システムを構築し、支給事務等を民間に委託して実施

【感想】

これまでの関係省庁の縦割りで区切られていた部分が、こども家庭庁ができたことでこどもを包括して擁護していくことができると期待する。こどもや子育て当事者、妊娠・出産当事者、全ての方々の目線に立った取り組みが必要であると切に感じた。

支 払 伝 票

令和 5 年 5 月 30 日

会 派 名 又 は 議 員 名	絆	会派代表者 又は議員印	
会 計 年 度	令和 5 年度	支払番号	8
支 払 項 目	資料購入費		
検 収 年 月 日	令和 5 年 5 月 30 日		
支 払 年 月 日	令和 5 年 5 月 30 日		
支 払 金 額	93,170 円		
支 払 先	株式会社日経BPマーケティング		
使 途 内 容	日経グローバル購読料(年間) 93,170 円		
備 考	振込手数料770円を含む		

※領収書及び内容を証する書類を裏面貼付するか添付してください。

※備考欄には按分根拠等、支払の内容説明が必要な場合記入してください。

領収書等貼付用紙

整理番号	
支出科目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報・広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情費

領 収 証

No 098319

桑名市議会 会派 絆

殿

(5320048976)

¥92,400

(税込)

消費税 10% 対象

¥8,400



但し 日経グローバル 年間購読代金として
 (2023年4月3日号より 24冊)
 取引開始日 2023年 5月 1日
 上記の金額正に領収いたしました
 入金確認日 2023年 5月 30日

扱 印

東京都港区虎ノ門 4-3-12

株式会社 日経BPマーケティング

事業者登録番号T4010401087739

※振込手数料 770円

領 収 書 等
 添付合計金額

92,400

円

(内、政務活動費充当額 93,170 円)

貯金・為替手数料一覧表



業務内容	手数料
貯金残高証明書【JA所定用紙】	1通につき 550円
貯金残高証明書【所定外】	1通につき 880円
貯金取引履歴照会【1年以内】	1通につき 550円
貯金取引履歴照会【1年超】	1通につき 1,100円
再発行【通帳・証書・ICキャッシュカード】(注)	1件につき 1,100円
当座小切手帳発行	1冊につき 550円
自己宛小切手発行	1枚につき 550円
約束・為替手形帳発行	1冊につき 770円
口座振替手数料【媒体を問わず】	1件あたり 110円
集金手数料【任意団体の会費・納入金】	1件につき 220円
媒体受入手数料【紙媒体】連記式振込依頼書1枚につき	5,500円
媒体受入手数料【光媒体】1委託者コード1回につき	3,300円

為替手数料		同一店宛	本支店宛	他行宛	
振込 手数料	窓口	電信扱	440円	440円	770円
		文書扱	440円	440円	770円
	ATM【キャッシュカード扱】		無料	110円	550円
	ATM【現金扱】		220円	330円	660円
	自動送金【定時自動送金】		55円	275円	605円
	インターネットバンキング		無料	無料	165円
	法人インターネットバンキング(FB/HB含む)		無料	110円	330円
送金手数料	1枚につき		440円	440円	660円
代金取立 手数料	手形	広域交換	1通につき 660円		
		四日市交換	1通につき 220円		
		個別取立	1通につき 660円及び実費		
	小切手	個別取立	1通につき 660円及び実費		
特殊手数料	送金・振込の組戻料		1件につき 660円		
	不渡手形返却料		1通につき 1,100円		
	取立手形組戻料		1通につき 1,100円		
	取立手形店頭掲示料		1通につき 1,100円		
	取立費用が600円以上のときは実費+消費税相当額				
窓口両替手数料	1~100枚		無料		
	101~500枚		550円		
	501~1,000枚		1,100円		
	1,001~2,000枚		1,650円		
	2,001枚以上		500枚毎に550円加算		
窓口現金整理手数料 (義援金を除く全ての取引)	1~100枚		無料		
	101~500枚		550円		
	501~1,000枚		1,100円		
	1,001~2,000枚		1,650円		
	2,001枚以上		500枚毎に550円加算		

※上記手数料には消費税を含みます。

※義援金については窓口へお問い合わせ下さい。

注) 再発行手数料は、紛失・盗難・汚損・破損・お客様の都合によるもの(カードについては暗証番号忘れ、廃止後の再発行も含む)が対象となります。[R5.4.3 現在]